

# 奥州市議会全員協議会 会議録

【日 時】 令和7年11月17日 (月) 10:00~14:07

〔場 所〕 7階 委員会室

【出席議員】 (28名)

菅原由和 加藤清 佐藤美雪（早退） 宮戸直美（早退） 菅野至 門脇芳裕  
佐藤正典 高橋善行 佐々木友美子 東隆司 小野優 及川春樹 高橋晋  
千葉和彦 小野寺満（一時退席あり） 高橋浩 千葉康弘 瀬川貞清 千葉敦  
廣野富男 及川佐 飯坂一也 阿部加代子 中西秀俊 菅原明 小野寺重  
藤田慶則 今野裕文

【欠席議員】 なし

【出席者】 倉成市長 小野寺副市長 高橋教育長

二階堂政策企画部長 羽藤総務部長 岩渕財務部長 千葉協働まちづくり部長  
齊藤上下水道部長 高橋教育部長

菊地財産運用課長 千葉地域づくり推進課長 菊池生涯学習スポーツ課長

吉田経営課長 近藤水道課長 高橋下水道課長 松戸教育総務課長

紺野財産運用課長補佐 川下財産運用課長補佐 高橋生涯学習スポーツ課長補佐

菊池経営課長補佐 丸山水道課長補佐 堀下水道課長補佐 佐藤教育総務課長補佐

鈴木議会事務局長 千田議会事務局次長 佐藤議会事務局副主幹 岩渕議会事務局主任

【次第】

## 1 開 会

## 2 挨拶

### 3 協議

### (1) 說明事項

- ① 奥州市学校教育施設整備基金の設置について
  - ② 奥州市簡易給水施設条例の一部改正について
  - ③ 奥州市営浄化槽条例の一部改正について
  - ④ 小さな拠点づくり（伊手）プロジェクトの進捗状況について
  - ⑤ いわて奥州きらめきマラソン大会運営の見直しについて
  - ⑥ 指定管理者候補者について
  - ⑦ 旧奥州市土地開発公社土地（商業用地）の売払処分等について

## (2) 協議事項

- ① 教育厚生常任委員会における政策提言（案）について
  - ② 建設環境常任委員会における政策提言（案）について

### (3) 報告事項

奥州金ヶ崎行政事務組合議会定例会(10/31) 報告者：菅野至 議員

## 4 その他

5 閉 会

## 【概要】

## 1 開会 (略)

## 2 挨拶 (略)

3 協議

○議長（菅原由和君） 早速3の協議に入りたいと思います。

## (1) 說明事項

## ① 奥州市学校教育施設整備基金の設置について

○議長（菅原由和君） (1)の説明事項の①、奥州市学校教育施設整備基金の設置について、説明をいただきます。

高橋教育部長。

○教育部長（高橋広和君） 教育委員会からの説明事項は、奥州市学校教育施設整備基金の設置についてでございます。詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

○議長 (菅原由和君) 松戸教育総務課長。

○教育総務課長（松戸昭彦君）　この基金の制定につきましては、閉校した旧広瀬小学校の校舎等を有償で民間企業に貸し付けたことに伴いまして、国の基準に基づいて基金を設置しようとするものであります、市としては初めての基金となります。

基金の設置の趣旨でございます。

国庫補助金を受けて整備した教育施設を処分制限期間内に補助金の目的に反して、学校以外で有償で貸付等を行う場合は、文部科学省の承認が必要でありまして、原則として、残存価格に対する補助金相当額を国に返納することとされております。

ただし、文部科学省では、廃校施設の有効活用を促進するため、補助事業完了後10年以上経過した建物を有償で貸付等する場合に、国に返納する補助金相当額を今後の学校整備の経費に充てることを目的とした基金に積み立てて、適切に運用するときは、国への返納を要しないこととしております。

この度、補助金を受けて整備した旧広瀬小学校を有償で民間企業に貸付けしましたことから、補助金相当額を今後の学校の施設整備に充てる経費として積み立てるため、基金を設置するものでございます。

財産処分の概要です。

旧広瀬小学校は、昭和53年度に補助金を受けて建設されました。

その後、江刺地域の小学校の統廃合に伴いまして、令和4年度末に廃止となっております。

そして今回、令和7年4月に民間企業と10年間の賃貸借契約を結んでおります。

次に、国の承認と補助金相当額の確定についてございます。

旧広瀬小学校を所管する財産運用課において、文部科学省に財産処分の申請を行い、9月17

日付で有償貸付の承認を受け、基金に積み立てる額となる補助金相当額、こちらを358万7,874円と確定しております。

この財産処分の申請には、賃貸借契約に係る書類も添付しております。ですので、補助金相当額は、貸与額、賃料を加味した国の基準によって積算されたものとなっております。

次に、基金の使途でございます。

この基金は、学校の校舎や体育館等の新築、増築、長寿命化等の施設整備の工事に充てる経費の財源となるものでございます。

次に基金の財源です。

この基金の財源は、契約先企業からの賃料となります。

原則は、財産処分の日から1年以内に、契約期間の10年分の賃料に補助率を掛けた額を1度に積み立てこととなっております。

ただし、申し出があった場合は、分割での積み立てが認められていることから、その旨を申請し、承認を受けているところでございます。

積立金の総額は、記載のとおりでございます。

そして、条例制定、予算要求の時期ということで、12月議会に条例制定及び予算要求を出すという流れとしているところでございます。

説明は、以上です。

○議長（菅原由和君） 説明が終わりました。ご質問等あればお受けいたします。

7番、佐々木友美子議員。

○7番（佐々木友美子君） 4番の基金の使途ですけれども、今の言葉でのニュアンスからすると、建物自体の整備と受け取ったんですが、例えば、今の各学校に一番今要望するものを聞きますと、夜間や休日に何か破損があったときに、クマなのか不審者なのか分からないので、防犯カメラが一番欲しいっていう声をとても聞くんですけども、そういう備品等を施設に設置するようなものにも使途は認められるものでしょうか。

○議長（菅原由和君） 松戸教育総務課長。

○教育総務課長（松戸昭彦君） この基金の使途は、工事費となっております。ですので、今お話しました備品等については、対象とならないというところです。

○議長（菅原由和君） 18番、廣野富男議員。

○18番（廣野富男君） 中身は分かりましたが、これは、賃料の3分の2を積み立てるというのですが、これ制度的には全額積み立てるということは、可能なのかどうか。

個人的には、基金の使途については今話されたように、増改築あるいは施設整備に係る経費に充てられるということで、教育現場ではかなりの修繕要望等が出ていますので、かなり有効に活用されるのではないかと期待をするところですが、その全額積み立てが可能なのかどうか。可能であれば、3分の2じゃなくて、全額積み立てたほうがいいのではないかと思われますのでその点についてお伺いします。

なお、今回の手続については、財産運用課が担当されたようですが、この考え方は、市としてですよ、今回の教育委員会の対応ですけれども、公共施設についても同様の扱いとされるのか、その2点についてお伺いします。

○議長（菅原由和君） 松戸教育総務課長。

○教育総務課長（松戸昭彦君） 積み立てる額を全額ということでございましたが、こちらにつき

ましては、国へ返還する額の相当額ということで、貸与額の3分の2というのが一応ルールで定まっているところでございますので、こちらの金額は、3分の2で積み立てるという中身となっているところでございます。

○議長（菅原由和君） 高橋教育部長。

○教育部長（高橋広和君） 2点目の公共施設についても同じ考え方かという質問でございました。

今回、教育委員会で所管しております学校の補助金の返還についての取扱いにならって、教育委員会では事務を行ったところでございます。

教育委員会所管外の公共施設等その建物が、補助をもらったのか、起債なのか様々なケースによって、その取扱いが異なってくるものと思っております。

○議長（菅原由和君） 廣野富男議員。

○18番（廣野富男君） 当然、説明者が教育委員会だからそういう答弁になると思うんですが、市としてどう対応されるのかということをお尋ねをしていますので、市長が答弁できるんであれば市長にお願いしたいと思いますし、取りようによつてはこの3分の2という限定はそのとおりだと思うんですけど、3分の1はおそらく一般財源化されると思うんですけども、一般財源化してから基金に積み立てることも可能だと思うので、そういう対応されるのかどうか併せて伺つて終わります。

○議長（菅原由和君） 羽藤総務部長。

○総務部長（羽藤和文君） 市全体の公共施設という部分についてこちらでお答えしたいと思ひますけれども、全体の部分については、まず公共施設の個別施設計画に則つて、これを精査して、進めていくというのが手順にならうかなと思っております。

これには、今廣野議員がおっしゃつたような財源の部分と、あとは人員、組織の部分、セットで考えなきやいけないと思っております。

なかなかその折り合いが今つかずに調整はしているところではありますけれども、今後はそこを詰めていきたいとは考えております。

○議長（菅原由和君） 松戸教育総務課長。

○教育総務課長（松戸昭彦君） 積む金額については満額というところもあるわけですけれども、この、補助金の3分の2という形のルールとなっておりますので、3分の1を一般財源で入れるというところではございません。

あくまでも、補助金の10年分の3分の2、この式に書いてあるとおりの額のみを積み立てるというところでございます。

○議長（菅原由和君） よろしいですか。

17番、千葉敦議員。

○17番（千葉敦君） 2点になります。今のに関連して、今のお答えですと、3分の2は積み立てますけれども、10年のうちには残りの3分の1の部分も当然市に入つてくるわけですけれども、それは一般財源にするのかどうかという確認です。

それから、廃校になつた校舎等はまだまだあるわけですけれども、今後この旧広瀬小学校のような例があるのであれば、その時その時でこの基金に積み立てるということになるのか伺います。

○議長（菅原由和君） 松戸教育総務課長。

○教育総務課長（松戸昭彦君） すみませんでした。3分の2については積み立てますし、3分の1については一般財源になるということでございます。

また、次に、廃校になった学校があった場合には、有償で貸付けをするというときには、これと同様な形での基金の積み立てになるということでございます。

○議長（菅原由和君） よろしいですか。

はい、9番、小野優議員。

○9番（小野優君） 9番、小野です。

積立に関して再度確認します。ルールで3分の2が積み立てる額、これは下限のルールであって、説明としてはそれ以上積み立ててもいいと書いている中で、奥州市として3分の2で十分だと判断した理由を知りたいというのが今までの質問だったと思います。

この間、いろいろ、決算の議論とかでも、学校の修繕に対しての予算が少ないんじゃないかと、いろいろな議員が指摘している中で、ならば、今回のこの賃料収入に当たる部分を全額、基金に積み立てて修繕に回すという考え方もできたのではないかと思いますが、あえて下限の3分の2にとどめた根拠をお願いします。

○議長（菅原由和君） 高橋教育部長。

○教育部長（高橋広和君） 今回の基金の設置は、国庫補助金の返還をしないためにどういった方法があるのかといったときに、ルールに基づいて賃料の3分の2を積み立てれば、国庫補助の返還はしなくていいということでしたので基金を設置させていただくものでございます。

例えば、残りの3分の1も積み立てるべきではないかとそういった方法もあるかと思いますが、いずれ、毎年、修繕等は行っております。

ここの基金に入れるのか、それとも、その年に修繕に使うのかといったそのお金の使い方のタイミングの違いなのかなと思うときに、現時点では、まず、ルールに基づいた分を積み立てて、もし、他に修繕が必要な部分については通常どおり一般財源で修繕していくと、このように考えたところでございます。

○議長（菅原由和君） 他にございますか。

それでは、特にご質問等ないようですので、説明事項の①は、以上といたします。

説明者入れ替えのため、暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

## ② 奥州市簡易給水施設条例の一部改正について

○議長（菅原由和君） 再開します。

続きまして、説明事項②、奥州市簡易給水施設条例の一部改正について説明をいただきます。

齊藤上下水道部長。

○上下水道部長（齊藤理君） 上下水道部からは、奥州市簡易給水施設条例の一部改正についてご説明をさせていただきます。

私から概略を説明させていただきます。

当該施設につきましては、水道法の適用を受けない小規模な施設でございまして、合併前の前沢町農林課において、農林水産省の国庫補助事業を活用しながら、前沢生母地内に3か所ほど整備した施設でございます。

施設の使用料につきましては、消費税の改定分を除き、設置当初から、今現在まで約40年間ほど現行料金で運営してきたという経過がございます。

しかしながら、近年の物価高騰、そして使用料等の減少によって、厳しい運営状況になってきて

いるといったことから、修繕料、専門業者への委託料を除いた最低限の通常経費分を賄うことができるまでの水準に使用料を改定させていただくといった内容のものでございます。

以降詳細は、担当課長からご説明させていただきます。

○議長（菅原由和君）　吉田経営課長。

○経営課長（吉田俊彦君）　それでは私から、奥州市簡易給水施設条例の一部改正について資料に沿って説明させていただきます。

1、施設の現状です。

この簡易給水施設といいますのは、上水道が未普及の地域に、飲み水や雑用水を供給するために、旧前沢町が整備したもので、施設としましては山の湧き水などを水源とする簡易的なる過渡設備などを備えております。

設置当初は、旧前沢町農林課の所管でしたけれども、現在は、上下水道部が所管しています。

施設の管理は、水質検査や塩素補給など、専門的な管理業務を市が、直営から、現在は業者に委託しております、清掃、草刈等の通常管理は、地元組合が行っております。

設置状況は、昭和60年前後に前沢生母の3地域に設置され、現在は、31軒が利用しております。

次に条例の改正の背景です。

施設運営に係る過去6年間の収支状況を見ますと、使用料収入は年々減少し、一方で、管理経費は物価高騰などで増加しております。

収支差し引きの市の負担が増加しております、この状況を踏まえ、事業の継続には、設置以来実質改定していなかった使用料の改定が必要と判断したところです。

3、改正の内容です。

右の表になります。

基本料金を現行の1,800円から2,760円に引き上げ、基本水量を廃止します。

従量料金は、1から60立方メートルまでは1立方メートル当たり20円、61立方メートル以上は50円に設定します。

これにより、令和6年度の使用水量で試算しますと、年間収入は、約49万9,000円見込まれ、使用料収入の増加により市の負担が軽減されます。

左には、改定案の主な2つの考え方を載せております。

1つ目は、水質検査手数料など、恒常に必要な経費を使用料で賄える水準とするものです。これにより過去6年間で賄えていなかった状況を改善いたします。

2つ目は、使用水量に応じた料金体系に変更しまして、公平な負担を実現するということです。これまでの基本水量を廃止しまして、2段階の従量料金制といたします。

今まで基本水量の60立方メートルまでは、使用水量に関係なく、同じ使用料金を支払う不公平な面がございましたけれどもこれを改善いたします。

基本水量の廃止などで公平な負担にするということです。

これらが改定案の主な考え方となります。

次に、施設の将来についてですけれども、この施設は当面使用を継続しますけれども、老朽化が進んだ場合の更新には多くの費用がかかります。

利用者の費用負担や、集合型、個別分散型など、地域に合った更新手法などを検討してまいります。

あと、改正に至る手続等ですが、地元の3組合長さんとは昨年から協議を行いまして、使用料の最

終案を本年5月に事前説明、6月に施設使用者へ説明を行いました、反対意見はなく了承いただいた形となりました。そして、本日の全員協議会説明を経まして、12月定例会に改正条例案を提出し可決いただければ、来年4月1日から使用料を改定するというものです。

資料3ページには、使用料の早見表を載せております。

条例で規定する3か月分の料金を載せております。

下の表に、一般的な家庭の例を示しており、3か月の水量60立方メートルの場合、現行の1,980円から4,356円に改定となります。

これを1か月当たりに換算しますと、660円から1,452円に改定となります。

右端には、上水道の料金を参考として掲載しております。

説明は、以上です。

○議長（菅原由和君） 説明が終わりました。ご質問等があればお受けいたします。

18番、廣野富男議員。

○18番（廣野富男君） 3ページの早見表で見ますと、今回の改正案でいいますと、1か月当たり1,452円。上水道の場合は、4,400円ということで約3倍。今、3分の1ぐらいの料金設定なんですが、ちょっとよく分からないですけれども、これは上水を使っておられる市民との公平性から見た場合、妥当なのかどうか、この点についてお伺いをしたい。

○議長（菅原由和君） 吉田経営課長。

○経営課長（吉田俊彦君） こちらの施設はそもそも、施設の規模とか管理経費、こういったものが上水とは大きな差がございます。

こちらの施設は、山の湧水を水源として、ろ過砂ですとか塩素滅菌を経て配水しているという簡易的なものでございます。水道法の適用外施設というところでもあります、水質検査も保健所の簡易検査のみというところでございます。

また、地元組合の方では、施設管理の一部を担っておりまして、使用者の方には、使用料以外の負担もございますので、これらを考慮しまして上水道との差額は妥当ではないのかなと考えているところでございます。

○議長（菅原由和君） 廣野富男議員。

○18番（廣野富男君） それならそれで結構なんですが、2ページに記載された施設の将来については、個別分散型も検討されるようですが、この場合の資金確保として、よく江刺の土地改良区ですと、減価償却相当分を積み立てて、施設整備に充てるという考え方もあるんですが、その件についてはどういう担当部で考えているのか、伺って終わります。

○議長（菅原由和君） 近藤水道課長。

○水道課長（近藤天雄君） 個別分散型についてですが、これまでちょっと類似の施設を管理している他の自治体に確認したところ、一部の自治体においてはですが、井戸水に切り換えてこういった施設を廃止というような形で進めているところもありますので、今後こういったところを含めて、研究してまいりたいと考えています。

○議長（菅原由和君） 15番、千葉康弘議員。

○15番（千葉康弘君） 15番、千葉康弘です。2点質問いたします。

この施設ですと、例えば水量面で心配だったんですが、冬期とかに水量が不足するとか使えなくなるとかっていう心配はなかったのでしょうかというのが1点あります。

次に、水質検査の件ですが、一般の水道と違って簡易的な水質検査だということですが、水質面

に不安はないと思うんですが、その辺の部分をお聞きしたいと思います。

最後ですけれども、このような31軒だけの施設のようですけれども、このような施設は市内には他にあるのかないのかについて、以上3点質問します。

○議長（菅原由和君） 近藤水道課長。

○水道課長（近藤天雄君） 1点目の冬期などに水量が不足しないのかということでしたが、こちらについては今まで冬期に不足したことないような状況となっております。

2点目の水質検査についてですが、これまで、年に6回の水質検査を行っておりまして、確かに保健所による簡易検査になっておりますが、これについては問題ないような状況になっております。今年度1回、水道と同じような検査をやっておりますが、これについても、水質検査では、基準値の超過というのではないような状況です。

3つ目の類似の施設があるのかということでしたが、今回の簡易給水施設は、この3施設のみとなっております。

○議長（菅原由和君） 千葉康弘議員。

○18番（廣野富男君） 水質検査の件ですが、先ほど、年に1回は上水道と同じ形の水質検査をされているとのことですので、是非これは1年に1回だけでも見ていただいて、安心は是非、担保していただくのが一番かなと思いますが、その点についてお聞きして終わります。

○議長（菅原由和君） 近藤水道課長。

○水道課長（近藤天雄君） 先ほど申しました水質検査、年に1回やったのですが、今回初めてやっておりまして年に1回必ずやっているものではありません。

あと、こちらにつきましては、水道法の適用外になりますので、水道と同様の検査は必要がある場合には検査する可能性はありますけれども、現時点では毎年1回やるような予定ではありません。

○議長（菅原由和君） 他に、よろしいでしょうか。

それでは、その他ないようですので説明事項②は、以上といたします。

説明者入れ替えのため、暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

### ③ 奥州市営浄化槽条例の一部改正について

○議長（菅原由和君） 再開します。

次に、説明事項③、奥州市営浄化槽条例の一部改正について、説明いただきます。

齊藤上下水道部長。

○上下水道部長（齊藤理君） 奥州市営浄化槽条例の一部改正についてでございます。

簡潔に私から概要を説明させていただきます。

市営浄化槽の工事の基準額、そして分担金については、国の交付金の交付要領に準じまして、市の条例において規定しているところでございます。

今回、物価高騰等の影響によりまして、工事費の高騰が続いておりますので、国で要領改正が行われましたことから、条例の一部改正を当市においても実施するものでございます。

以降、担当課長からご説明させていただきますのでよろしくお願いします。

○議長（菅原由和君） 高橋下水道課長。

○下水道課長（高橋陸郎君） それでは資料に基づき、説明させていただきます。

奥州市営浄化槽条例の一部改正について、まずこの説明に先立ちましてこの事業、簡単ではござ

いますが説明いたしたいと思います。

市営浄化槽については、公共下水道事業、農業集落排水事業の集合処理区域となっていない区域におきまして、申請者の申し込みにより、市が浄化槽を設置するものでございます。

設置費用の1割程度を申請者から分担金として納入していただいてから、浄化槽設置工事を市が発注しております。

市が設置した浄化槽へ、国から交付金が交付される制度を利用しているものでございます。

なお、市浄化槽は、市が管理を行い、上水道や下水道のように、毎月の使用料をいただいて、行っている事業でございます。

1、改正の趣旨でございます。

先ほど部長からも説明ありましたとおり、循環型社会形成推進交付金、この交付取扱要領の一部改正によりまして、算定による基準額が物価等の高騰を受けまして、一部増額することを契機といたしまして、浄化槽の利用者に対して、賦課する分担金の算定に係る基準額をこれに準じることとするため、本件条例を一部改正するものとなります。

2、改正の内容でございます。

条例の改正は、5人槽、7人槽、10人槽、それぞれの基準額及び分担金額を、5人槽で1万5,600円、7人槽で8,400円、10人槽で1万7,300円をそれぞれ増額するものとなります。

3、施行期日でございます。

施行日は、令和8年4月1日を施行期日といたします。

4、県内自治体の状況です。

岩手県内で市営浄化槽を設置している市町村は、八幡平市を始めまして8市町村となっており、それぞれの状況でございますが、表記のとおり、改正予定、検討中、予定なしということです。

なお、葛巻町、岩手町、紫波町につきましては、独自の基準により、改定額以上となっているため、改正の予定はないとのことです。

5、市営浄化槽の申し込み状況についてでございます。

令和3年には92件の申し込みが、令和6年には46件、令和7年には47件となっており、減少しております。減少の要因といたしましては、高齢化による後継者不足、あとは経済的な理由等が考えられます。

最後に6、改正に至る手続等についてでございます。

令和7年10月16日、法規審査委員会による内部審査、11月17日、全員協議会での説明、11月28日、市議会定例会へ条例改正案の提案です。

以上、奥州市浄化槽条例の一部改正についてご説明申し上げました。

よろしくお願ひいたします。

○議長（菅原由和君） 説明は終わりました。ご質問等あればお受けいたします。

よろしいですか。

それでは、ご質問等特にないようですので説明事項③は、以上といたします。

説明者入れ替えのため、暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

#### ④ 小さな拠点づくり（伊手）プロジェクトの進捗状況について

○議長（菅原由和君） 再開します。

次に説明事項④、小さな拠点づくり（伊手）プロジェクトの進捗状況について説明いただきます。  
千葉協働まちづくり部長。

○協働まちづくり部長（千葉達也君） 羅針盤プロジェクトの小さな拠点づくり（伊手）プロジェクトの工事等現在の進捗状況、そして今後のスケジュール、そして来年4月から行われます、運営に係る市の伴走支援等の考え方について、ご説明を申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（菅原由和君） 千葉地域づくり推進課長。

○地域づくり推進課長（千葉康行君） 小さな拠点づくり伊手プロジェクトの進捗状況について、資料に基づいてご説明します。

最初に、プロジェクトの概要でございます。

人口減少や高齢化が著しい中山間地域における地域主体の集落生活圏の維持と将来にわたって地域住民が暮らし続けることができる各種取組に対して、市が伴走支援を行い、効果を検証し、効果が大きいものについては、横展開を図るということを目的に、現在、小さな拠点づくりプロジェクトを進めております。

伊手地区では、地域住民が主体となって、市と連携、役割分担をして、日常生活に必要な機能、サービスの集約による地域資源を活かした、旧伊手小学校複合施設の活用に向け、準備を進めております。

当該施設については、国第2世代交付金を活用して、1階は伊手地区センター、こちらの伊手振興会による指定管理を引き続き行うことになります。2階が伊手地区のまちづくり法人「一般社団法人いであい」が小さな拠点として活用することとしております。

2、プロジェクトの進捗状況でございます。

まず、伊手地区の状況でございますが、伊手地区につきましては、令和7年2月に、まちづくり法人「一般社団法人いであい」を設立してございます。

その後、5月には、市長へ経営計画の説明をしていただいた上で、市長とディスカッションを行っております。

その後、6月には、こちら、総務省の方に申請しておりました、過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業補助金なんですが、こちらの国の採択を受け、6月補正で計上しましたので、これはトンネル補助となるので、市と契約をして補助金交付の契約を結んでございます。

「一般社団法人いであい」についてなんですかでも箱囲みのところになっております。伊手地区住民が主たる構成員となっております。

こちらの法人の性格としましては、余剰金の配分等を行わないといった非営利型の法人となってございます。

そして、その目的としましては、持続的な地域づくりということでございます。

続きまして、工事関係の状況でございます。

5月に入札をしまして契約締結、その後6月に第1回の工程会議を行っておりますが、具体的な工事が始まったのは大体、お盆明けというところでございます。

現在、内装、配線、屋根の修繕等を行っているところでございます。

この後1月末の完成予定というところになるんですけども、2月に引き渡しを受けた後、VOC、TVOCの検査を受けることとなってございます。

10月末現在で約15日間の進捗の遅れですが、こちら、発注した部材がまだ届かないというところで、その部材が届き次第、この遅れの部分は取り戻せるものということで報告を受けてございます。

3、市における伴走支援でございます。

こちらは、ヒト、モノ、カネ、それぞれについて伴走支援をしたいと考えております、ヒトとしましては地域おこし協力隊の配置、こちらは、今まで無かったパターンなんですが、企業雇用型ということで、現在募集をかけてございます。

モノとしましては、普通財産部分、こちらは1階が行政財産になるんですが、2階部分は普通財産としてこちらを無償貸付したいと考えております。

そして、カネの面では、当面の運営資金の補助ということで、こちらの期間はいろいろ悩んだところではあるんですが、現在伊手の方から示されております経営計画が3年分というところだったので、まずは3年間というところで考えてございます。

箱囲みのところになります。

伴走支援の考え方なんですけれども、「一般社団法人いであい」は、人口減少とそれに伴う様々なサービスの廃止、縮小が続く地域で、自分たちで地域を守っていくために稼ぎも自ら生み出そうと、地域で立ち上げた法人でございます。

交流人口を増やし、外貨を稼いで、行政の手の届かない分野に投資を行うという取組は、奥州市初なのかなというところでございます。

現在、農村RMOの補助金を活用して、これは去年で終わっているんですけども、既に農地保全や地域公共交通をスタートしております。市としましても、協働のまちづくりの新たな取組として、早期の経営安定化を目指し、集中的に支援をしたいと思ってございます。

普通財産の無償貸付の部分についてですけれども、現在適正な対価なく、財産を貸し付ける方法としては、以下の2パターンが考えられると思っております、1つが地方自治法による議決。もう1つが、奥州市市有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例というものがございまして、こちらの公共的団体が公益事業の用に供する場合は、条例に基づいて無償又は低額での貸付ができるという規定になってございます。

ただ、RMO、地域運営組織が法人化された場合とか、公益性の捉え方という部分の検討が必要というところで、今こちらの方については、府内でも議論を進めているところでございました。

また、今後、廃校の活用については、ちょっと新たなルールも検討していかなければならないのかなと思っているところでございます。

参考までに、旧伊手小学校の貸付料についてなんですが、こちら、今の残存価格で計算しますと、令和8年度だけで年額1,800万円ということになります。

こちら、9月に実は不動産鑑定を取ることで、予算を議決いただいたんですけども、これは、賃貸事例比較法ということで、残価の計算ではなくて、相場的には幾らかという部分を確認したかったんですが、こちらの方は契約は進んでいるんですけども、今工事中という状態では未来の評価はできないということで、こちらの鑑定評価が終わるのが改良工事完了後ということでちょっと言われておりました。

今後の予定としましては、令和8年2月の定例会で、まず地区センターの移転の部分の条例改正は提案させていただきたいと思ってございます。

場合によっては、ここ部分で地方自治法の議決になる可能性もあるかなと思っておりました。

令和8年3月下旬からは、地区センターの引っ越しを行いまして、令和8年4月1日、来年度からは伊手地区センターをオープンする予定となっていました。

2階の部分も、貸し工場部分とかはオープンするんですが、宿泊の部分は若干遅れるということ

で伊手側からは聞いてございました。

2ページ以降につきましては、伊手の概略になります。

上の図は、大まかに1階のイメージ。それから、2階部分については、宿泊、加工、オンライン学習室というところで、この3つを大きく改修してございます。

その他、伊手地区の人口の状況、合併当時から、半分近くまで落ちているという状況、それから農業後継者が大分減っているというところ、耕作放棄地も増えているというところでの資料も載せてございますし、下の表につきましては、第2世代交付金を提出したとき、当初出したオープンから5年分の見込みと、目標としてございます。

ただ、国の方は支援の期間があるので、令和10年までの指標としては出しておるんですが、一応市の方では令和12年までの指標を定めてはおります。

それ以降のページにつきましては参考資料ということで、伊手の置かれている現状をもうちょっと詳しく書いたものと、伊手が農村RMOを立ち上げてから現在に至るまでの資料をまとめたものですので、ご覧いただければと思います。

説明は、以上です。

○議長（菅原由和君） 説明が終わりました。ご質問等あればお受けいたします。

3番、菅野至議員。

○3番（菅野至君） 3、市における伴走支援についてというところで、1点まず、確認の意味で質問いたします。

この中で普通財産の無償貸付という内容があったわけですけれども、その真ん中の丸ポツのところ、普通財産（2F）の無償貸付についてというところで、これまでのパターンとして多分、1番、2番と挙げられているかと思うんですが、もう少しこの内容を詳しくお伺いできればと思います。

○議長（菅原由和君） 千葉地域づくり推進課長。

○地域づくり推進課長（千葉康行君） まず、条例に定めがない場合につきましては、議決を得なければならないということで地方自治法に定められているということは、今まで議決を取らせていただいたというところでのパターンと同じなんですけれども、今回、ちょっと意見が分かれる部分が、公共的団体が公益事業をやるといったところに当たはめたときに、公共的団体というところは全然問題ないとは思うんですけども、その公益事業っていったところで、どこまでが公益事業なのかっていうところで多分議論が分かれるところなのかなというところでした。

全国的に見ますと、要は地域活性化とか、交流人口の増とかその経済効果が波及するという部分についても公益的とみなして無償化しているところもあることを考えると、こちらの解釈的にすれば公益的とみなせる可能性はあるのかなと思ったんですけども、ここら辺が、議員さん方ってどう捉えるのかなというところもあって、ちょっと、今迷ってはいるというところでございます。

○議長（菅原由和君） 菅野至議員。

○3番（菅野至君） ありがとうございます。

この箱囲みの中で、結局、地域が自分たちで利益を生んで地域を発展させていくっていうような考え方方が入っておりますけれども、やはりそういった普通財産の無償貸付っていうところでその公益性というところを担保してもらえると、廃校を使って何か事業をやりますよっていうときにすごく大きな地域の発展のパワーになってくると思うので、やはりそういったところをこの事業において、しっかり建て付けを作っていただいて市内に普及していってほしいなと思いますけれども、そういったところを踏まえて今新たなルールづくり等を検討するということで先ほどもあったわけで

すけれども、その辺もう一度お考えをお伺いして終わりたいと思います。

○議長（菅原由和君） 千葉地域づくり推進課長。

○地域づくり推進課長（千葉康行君） 新たな公益性の建て付けとか、ルールづくりの部分、ご発言いただきましたが、我々の方も廃校の活用という部分については、実際、考えていかなければいけないと思っておりまして、他市の事例でいきますと、例えば一関市なんかは、その廃校活用について、市有財産の交換、譲与、無償貸付等の条例の中にかなり位置付けをして、例えばかなり低額で貸し付けるというパターンもあるようですし、花巻市なんかも、市長が特別に認めるものについてはっていうことで無償貸付もできるようなルールづくりをしているというところで、そこもちょっと並行して考えていかなければいけないなというところではあります。

ただ、多分今日の1つ目の議題のところで、やっぱりお金を持って、学校の整備についてのお話も多分あると思うので、そこはいろいろと考えていかなければいけないところだなというところで、非常に難しい、難しいというのはバランスを取るのが難しいんだろうなと思っておりました。

○議長（菅原由和君） いいですか。

8番、東隆司議員。

○8番（東隆司君） 1点確認します。今日の1件目の教育委員会の説明で、旧広瀬小学校の話がありました。

本件は、旧伊手小学校っていう物件なんですが、1階部分については行政財産にしていくっていうことで、ただその学校が学校じゃない、先ほどの教育総務課長の説明をそのとおり聞くと、学校を学校じゃなく使ううんぬんかんぬんって説明がちょっとあったので、公共施設ですから問題ないのかなと私は思っていましたけれども、要は、補助金返還の話に引っかからないかっていうことです。

今の普通財産の貸付の有償、無償の部分についても、無償が確実に担保されていません。

もしかすると、状況によっては一部有償、いわゆる減額することがあっても、無償か有償かとしたら、減額有償ということも可能性としてあるのではないかと、現時点で思うところですが、今後、そういう形になったときに、補助金返還の話というのは大丈夫なんでしょうか。その辺りの確認は取っているんでしょうか、確認をいたします。

○議長（菅原由和君） 千葉地域づくり推進課長。

○地域づくり推進課長（千葉康行君） 今回、まだ、無償ということは確定はしていないということなんですが、財産処分の手続については、学校以外の用途に使うということで、これから進めなければならないというところでございます。

なので、早い段階で、無償なのか有償なのかというところでの文部科学省への協議というか、説明をした上で決定するというところで、現段階では、まだ、その補助金返還という話にはならないですし、ただ、今、有償で貸す場合でも弾力的運用ということで、補助金返還ではなくて、基金に積むという流れになっておりますので、いきなり補助金返還ではなくて、同じように、例えば家賃を取ることになったら、基金に積むというパターンになると思います。

ただ、今、「一般社団法人いであい」の性格からして、一般社団法人というところから純資産がない、株とかを発行して下地をつくれないと、法人がうまく離陸できないっていう思いはありますので、ぜひこの部分については、ご理解を得られるように頑張っていきたいと思っております。

あと、地区センターにつきましては公の施設ですので、そこについては補助金の返還の対象には

ならないです。利用料を取ったとしても、維持管理費の部分として取るのであれば大丈夫ということで、文部科学省のハンドブックにも記載されておりました。

○議長（菅原由和君） 他に。18番、廣野富男議員。

○18番（廣野富男君） ちょっと多いので、何点か、お伺いします。

今回、小さな拠点づくりのプロジェクトの推進状況ということで伊手地区の部分が出ましたが、衣川地域は、最初スタートしたわけですが、これらの進捗状況については後刻改めて、報告があるのかどうか、お伺いします。

今回の伊手地区については、大変、役所OBの方の人的パワーがあつたからここまで進んできたんだろうなと思ってリーダーシップを取られた役所OBと、地域の方々には非常に敬意を表するわけですが、一番問題になってくるのは、学校がゆえに、電気料とか上下水道の負担金がかなり高いのではないかと。これが、壁になっているのではないかと言われておるんですが、ここら辺の負担の割合といいますか、これは、借りる側が全部やるのか、市がある程度支援をするのか。

あと、当然、今回改修はされるんでしょうけれども、今後の修繕費等の使用者側の負担の考え方についてちょっとお伺いをしたいと思います。

もう1つ、説明にもありました農村RMOの事業については説明があつたように、確か、令和6年でしたか7年で終わっていますが、後継事業がよく見当たらないんですけども、今後、その横展開する場合に他の国の支援、あるいは、市がこの伊手地区のこのモデルを横展開するために、何らかの支援事業、今回は3つのようですが、RMOみたいに、確か3か年の補助事業で、3,000なんぼの支援を受けているわけですが、これらを考えているのかどうかお伺いをしたいと思います。

あと、1つは非常にユニークな発想で展開されたのは、公共ライドシェアっていうんですか。今奥州市では地区内交通は進んでいますけれども、地区をはみ出たエリアに、ライドシェア方式で展開しているってのは伊手地区だけなんです。私は、これは大変いい事例だと思うので、これは特に過疎地域については、ぜひ、展開してほしいと思うんですが、その点についてお伺いをいたします。

○議長（菅原由和君） 二階堂政策企画部長。

○政策企画部長（二階堂純君） 1点目と4点目は私から回答させていただきます。

1点目、衣川が先にスタートしていて報告ないのかと。これは、他のプロジェクトもそうなんですが、進捗に応じて、いいタイミングでそれぞれ報告をするということでそれぞれ説明してきておりますし、衣川についてもそう考えております。、あとは、年度をトータルとして全体の進捗についても、報告する機会があればと考えておりますので、それはご承知おきいただきたいと思います。

それから、最後、4番目ですか、伊手の交通空白といいますか、サービスが空白になっているところへのてこ入れという部分、これについても、これは先進事例ではあります。一方で、既存の事業者、地区内交通、そことの重複はないように伊手でも気をつけていただいているというのが実態でありますし、それから、地域の公共交通会議の中でも、それをやはり必要だよねという意見を微しながら進めているというところありますので、ここはモデルケースになるとは思いますので、そこを踏まえながら、全体として本当にどこでどう必要なのか、ここは検討していきたいと思います。

○議長（菅原由和君） 千葉地域づくり推進課長。

○地域づくり推進課長（千葉康行君） 2点目、3点目についてお答えさせていただきます。

2点目の電気料や上下水道の料金の部分についてなんですかと、ここについては、基本的には使った分は、「一般社団法人いでのい」から頂戴する考え方ございます。

ただ、立ち上げの期間につきましては、ここの部分についても支援をほしいと言われておりましたので、そこも含めての検討はしているところでございました。

修繕につきましては、2階の部分については、基本的には、「一般社団法人いでのい」の方で、修繕をしていただくという形になります。

3点目、農村RMOを含めた横展開というお話だったんですが、地域づくりの観点からいえば、地方創生の補助金とかがありますので、そういうものを活用しながら、各地域で何かあった際には、何ていうか、マッチしたものをそこに当てはめていくような支援を考えていくということが第1になるかと思っておりました。

○議長（菅原由和君） 千葉協働まちづくり部長。

○協働まちづくり部長（千葉達也君） 横展開の部分で少し補足させていただきます。

まず、伊手についてはモデル事業ということで、様々こういう事業をするときの課題も整理しながら毎年検証しながら今進めようとしてございます。

財政的支援が一番確かに大きいんですけども、やはり運営する主体、人材ですね。マンパワーの分をどのように確保するかとか、あとは、国の地方創生の補助制度の内容にも書いていますが、今までのような地域と行政だけではなかなか展開できないので、民間事業者や教育機関、いろいろな機関と複数、複合してやっていくと、そうしないと持続可能なものにならないというような制度趣旨も踏まえながら、まさにモデル事業として検証しながら、このケースがうまくいって横展開していくけるようにつなげていきたいということで、担当部としては検討し、今進めているところでございます。

○議長（菅原由和君） 廣野富男議員。

○18番（廣野富男君） ぜひ、このモデル事業については、行政に大分力を入れていただいて、横展開できるモデルにしてほしいと思うんです。

一番、現実的にどうなのか分からないんですけども、よく言われるのは、電気料、上下水道料の基本料金がかなり、学校施設ですからかなり高いんではないかとよく言われているんですが、使用料は使用者が負担をするというのは当然なんんですけども、その基本料金分は、私は免除するっていう、言い方が適當なのかどうか分かりませんけれども、その点はある程度見てやらないと、年間2,800万円の利益を上げるっていうのは大変なことです。これ目標ですから。公共料金の支払だけで維持できなくなる可能性がありますので、その点をどう支援をされるのかを伺って終わります。

○議長（菅原由和君） 千葉地域づくり推進課長。

○地域づくり推進課長（千葉康行君） 先ほど申しましたとおり使用料、実際、使った分については取るというところで、これは、行政財産を貸し付けしたときも、実際の使用料というところで、そこに基本料金は含まれてはいない形にはなっておりました。

ただ、今後、「一般社団法人いでのい」も、ある程度儲かってくるようになったら、その部分の折半もちょっと考えたいなとは思っておりましたが、当初の部分については、実際使った分だけを請求するということで考えております。そういうところの支援を考えております。以上です。

○議長（菅原由和君） 14番、高橋浩議員。

○14番（高橋浩君） 今までの同僚議員からの質問等で、私が質問したかったことをいろいろと皆さんに質問していただきました。そして、それ自体がこの拠点づくり等に係る皆さんの期待も多いのかなあと思っております。

そこで改めまして、これから無償譲渡等につきまして、ただいま、廣野議員からもおっしゃつ

ていただきましたように、公共料金の使用料等の補助、そしてあとは無償の貸付の建て付けであつたりとか、そういうところにつきまして、今後、「一般社団法人いであり」との情報交換を密にしていただきながら、そして伊手の方では、農家のそれぞれの営農組合の統廃合とネットワーク化であつたり、スマート農業についても、「一般社団法人いであり」を中心とした新しい地域農業づくりというところにも、伊手が全体となって固まって進んでおります。

そういうことも含めましてさらに、情報を密にした、補助も含めました、検討を考えていただければと思います。

所感をお伺いして終わります。

○議長（菅原由和君） 千葉地域づくり推進課長。

○地域づくり推進課長（千葉康行君） おっしゃるとおり「一般社団法人いであり」を含めて、伊手振興会とは、常に密接な関係をもつてこれからも引き続き情報交換をさせていただきたいと思っておりますし、いずれここが、自分たちの力で、自分たちの稼ぎを起こそうという初めてのパートナーというところもあるので、いずれここが横展開になるように、こちらも力を入れて支援していきたいと考えておりました。

いずれ、支援の在り方につきましては、全国でも様々な事例がございますので、そういったところを参考にしながら、引き続き、考えてまいりたいと思います。

○議長（菅原由和君） 2番、宍戸直美議員。

○2番（宍戸直美君） 1点、お伺いしたかったんですけれども、1ページのプロジェクトの進行状況というところで、「一般社団法人いであり」について、持続的な地域づくりが目的ということで、この法人はございますけれども、伊手地区の9月30日時点で作成されている人口の集計によりますと、0歳から4歳児というのは10名ほどしか今のところいませんけれども、次の2ページのところで、転出抑制率というところで転出者を減らしていくということなのかなと思いますけれども、そもそも人口が減っていく中で、その持続的な地域づくりのところをどう考えているのか、もう少しちょっと具体的なそこのビジョンというものを示していただければと思います。

○議長（菅原由和君） 千葉地域づくり推進課長。

○地域づくり推進課長（千葉康行君） ビジョンにつきましては、このまま何もしなければ、どんどん人口が減っていくというところで、そこで市のお仕着せではなくて、伊手が何かをやらないとどんどん人が減っていくというっていうところがまず1つのビジョンなのかなと思っておりました。

このままどんどんどんどん公共施設が廃止されて働く場所もない、交流人口も来ないっていう状態であれば当然、年少人口も増えないし、ちっちゃいお子さんを抱えるところもどんどん岩谷堂の方に引っ越してしまう可能性もあるんですが、いずれその地域を衰退させないように、ここに生業を起こして、まず地域で頑張っていく、その不便を克服していくという、そういったビジョンを我々も応援するというところで、この事業に取り組んでいるというところでございます。

○議長（菅原由和君） 宍戸直美議員。

○2番（宍戸直美君） ありがとうございます。

そこに住んでいる方々のお気持ちもすごくよく分かりますし、全国的にもやはりそういう方向に進んでいるのかなと思うんですけども、やっぱり事業ってもうちょっと数字化して、そのビジョンに向かって、しっかりと計画を立てないと、こういった年間の売り上げっていうのも達成していくんじゃないかなと思うので、もう少し人口減少というものを捉えていただいてそこに対して事業計画をしっかりとしていただきたいと思うので、その点についてお伺いして終わります。

○議長（菅原由和君） 千葉協働まちづくり部長。

○協働まちづくり部長（千葉達也君） ありがとうございます。

いずれこの事業は、持続可能な方向に持っていくかないと、数年やって終わりでは意味がないというものでありますので、常に、伊手振興会さん、地元の方々と、そういう具体的な数値目標を持って取り組むということは常日頃お話ししていますが、事業もやりながらも、計画どおりいかないもの、もっと伸びしろがあるものというのも今後あると思いますので、そういう部分を具体的に数値化できるものはし、見える化できるように取り組んでいきたいと思います。

1つ、今回、新たなモデルということで、行政が何か主導してやるのではなくて、この計画事業の内容そのものを伊手振興会で、総会で議決し、地域のみんなでやれることをやるということなんぞ、どちらかというと行政は伴走支援なり、いろんな情報提供をしますが、実際やるというのは、地元の方々の主体ですから、この事業をやれ、この事業はやるなどはちょっと言えないんで、いずれ効果的になるような内容を、一緒になって伴走支援しながら進めていきたい、そういうことで、この事業がうまくいくように努力してまいりたいと思っております。

○議長（菅原由和君） 9番、小野優議員。

○9番（小野優君） 無償貸与について、スケジュールを確認したいんです。

無償で行けるのか、又は一部有償ということになるのかっていうその確定、いずれ、来年度からの取組という部分ですので、そこが決まる時期をどのように考えているでしょうか。

○議長（菅原由和君） 千葉地域づくり推進課長。

○地域づくり推進課長（千葉康行君） 今ご説明したとおり、ちょっと2パターンで迷っていたというところなんですが、まず例えば、その議決を得るのであれば、2月議会がタイムリミットと思っておりますので、そこに向けて、課題を整理していきたいというところで、2月までには確実に無償化に向けて、議員さんに納得いただけるような形を取りたいと思っておりました。以上です。

○議長（菅原由和君） 小野優議員。

○9番（小野優君） 無償の場合は、そこでそうなんだって分かるんですけども、一部でも有償という部分が絡んできた場合のいわゆる、向こうの事業計画の資金繰りというのもあると思いますから、その場合でもやはり、奥州市としても貸借主義となると予算が絡むのかなと思うんですけども、その有償化になる可能性があったとしても、最終判断時期は2月で間に合うというところなのかどうか、最後確認させてください。

○議長（菅原由和君） 千葉地域づくり推進課長。

○地域づくり推進課長（千葉康行君） 有償ともしなった場合であったとしても例えばその、補助金を出すっていうところは考えられるのかなというところで、そこは、例えば肉付け予算の方になると思うので、まず2月までのところで十分、その方向性を決めるのは大丈夫、そこはぎりぎりというところなんですけれども、そういうスケジュール感でおりました。以上です。

○議長（菅原由和君） ほか、よろしいですか。

特にご質問等ないようですので説明事項④は、以上いたします。

ここで、午前11時25分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

##### ⑤ いわて奥州きらめきマラソン大会運営の見直しについて

○議長（菅原由和君） 再開します。

続きまして、説明事項の⑤、いわて奥州きらめきマラソン大会運営の見直しについて、説明いただきます。

千葉協働まちづくり部長。

○協働まちづくり部長（千葉達也君） いわて奥州きらめきマラソン大会運営の見直しについてご説明申し上げます。

来年の第10回大会の運営に向けて、これまでの課題でありました交通規制による長時間の交通渋滞ですか、近年の高温化等に伴います資材の増加、物価高騰、経費の増加、そして運営に携わっていただいているボランティアを含めたマンパワーの不足など、多岐にわたる課題解決のため、抜本的な見直しをすることとし、今般、まとまりましたので、ご説明を申し上げます。

○議長（菅原由和君） 菊池生涯学習スポーツ課長。

○生涯学習スポーツ課長（菊池淳君） それでは資料に基づきまして、説明させていただきます。

1、趣旨でございます。

2026第10回いわて奥州きらめきマラソンにつきましては、フルマラソンを継続開催するため、新コース導入により、大会をコンパクト化するなど、大会運営の見直しを進めています。

2、大会運営を見直すこととした経緯でございます。

フルマラソンを実施する大会として、継続開催していくためには、以下の諸課題が存在しております。このことから、次回の2026年の大会より、新コースの導入を含めた大会運営の抜本的な見直しを実施することについて、昨年度の実行委員会の総会においても、確認、共通認識をしてきたところでございます。

課題につきましては、開催月である5月の高温化、それから、交通規制によりまして、長時間の交通渋滞が生じていること。

同じく交通規制により農家、飲食店等事業者への影響がある。

それから、全席プロジェクト等によるマンパワー不足、物価高騰、高温化対策、マンパワー対策による大会運営経費の増の5点を挙げてございます。

3、新コースの概要等というところでございます。

初めに、今ほど述べました諸課題を解決するための対策についてであります。

まず、原則として、きらめきマラソンの基本方針であります、マラソン初心者も参加しやすく、記録を狙える、新緑の田園、りんご畠の風景など、奥州市ならではの景観を楽しめる、市民のご協力をいただき、これまでも評価が高かった沿道応援やおもてなしを継続する、といった方針を維持した上で、以下の対策を講じることといたします。

高温化の対策。ランナーを守る対策として、救護所、給水所の設置数は、維持いたします。

交通渋滞の解消。市民、事業者への影響を最小限にする対策といたしまして、堤防道路へのコース設定、また、往復・周回コースの設定、主要道の回避や迂回路の設定、適切な箇所、時刻での閑門の設定を行います。

次にコースのコンパクト化についてであります。

持続可能な大会運営をするための対策といたしまして、コースのコンパクト化によりまして、以下の効果が得られる、生じると考えてございます。

救護体制の効率化。

交通渋滞発生規模の縮小、発生箇所の減少。

交通規制の影響が狭い範囲に限定される。

コース沿道の市民、事業者等への影響を最小限に抑えることができる。

交通規制を回避するための迂回路の短縮。

往復区間や堤防区間の採用。

各コースの一部を共有化することによりまして、コースに立つ人員の削減、コース設営費の節減が見込まれるということになります。

それから、最後の部分になりますけれども、物価上昇等による経費高騰も見込まれるところありますが、上記で述べました経費削減分をこれに充てることができるということで、現行の予算の範囲内で持続的な大会運営が可能となると考えてございます。

次ページ、新コースの概要について、発着は、既存施設を活用できることや、ランナーからの評価も高い、メイン会場の環境を維持するため、従前のとおり、江刺総合支所を発着といたします。

フルマラソンにつきましては、江刺及び水沢地域を走行し、水沢地域につきましては、地域の主要道路である常盤通りを走行する。

それから10キロ、それからこれまでの2キロから交通規制の関係で距離を短縮いたします1.7キロのファンラン、これにつきましては従前どおり江刺地域内を走行いたします。

これまでのPRポイントである平坦さのほうは、維持をしているということになります。

コースにつきましては、奥州警察署、それから市の陸上競技協会等との協議を重ねておりまして、先般開催されました9月の実行委員会の総会において了承を得ているといった状況でございます。

コースにつきましては、年内の日本陸連の公認取得について準備を進めてございましたが、検定員の都合もありまして、来春に検定を受検いたしまして、大会前に公認を取得する予定ということになってございます。

別添に、新しいコースのコース図を載せてございましたが、こちらの方は、後でご覧いただければと思います。

簡単ですが、コース図を説明したいと思いますので、コース図をお開きいただきたいと思います。

1ページ目は、フルマラソンのコース図ということになります。

これまでどおり、中段にスタートの地点を載せておりますけれども、江刺総合支所の前の4車線の道路の方をスタートするということになります。

前半部分、江刺愛宕の地区内を1回回るような形になります、1周回つてしまったら、水沢方面に桜木橋を渡って向かうということになります。

桜木橋通過後は、これまでのコースと同様のコースを通るということになってございます。

産業技術短期大学の前を通過しまして、途中にローソンがあるわけすけれども、ローソンの交差点を左折して、常盤小学校の北側の道路を走行するような形となります。

15キロ付近でバイパスの下を通りまして、東水沢中学校の東側、北側を通過して、バイパス方面に向かい、バイパスの側道など通過して、四丑橋の通りに出て東に向かうということになります。

四丑橋通過後すぐ左折いたしまして、ここから、北上川の堤防を北進するということになります。

桜木橋の下を通過して、江刺愛宕小学校付近も通過し、ここからさらに北進、北の方に向かいまして、コース図の一番北側になりますけれども、稻瀬三照のローソン付近の交差点で折り返しとなります。

31キロ付近のY字路を左折して、南東方向に向かいまして33キロ過ぎた辺りで、再び折り返し、来た道を戻りまして、先ほどのY字路で左折しまして南下。38キロ付近を左折して、東の方に向かいまして、江刺第一中学校の周りの地域を回った形で、フィニッシュの江刺総合支所に向かい、

ゴールとなる新コースの内容です。

次ページには、10キロ、それから1.7キロのコースを載せてございますが、説明は省略します。では、元の資料で、4、新コースのPRポイントです。

旧コースにおけるPRポイントは継承し、新たな魅力の発信を行ってまいりたいと考えております。

初心者から上級者まで、幅広いランナーに適した平坦コースにつきましては継続してございますが、これに加えて、新緑の季節である5月ならではの景色を楽しむことができるコースということで、田植え後の水田のきらめきについてはこれまでと同様ですが、新コースにつきましては、堤防区間で、北上川を見ながら、特に、残雪の焼石連峰が見えるといった豊かな自然風景も感じながら、走っていただけるコースであることについて、PRをしてまいりたいと考えてございます。

5、新コースの課題と対策でございます。

コースのコンパクト化によりまして、コース内一部エリアの住宅、商業施設等は交通規制の影響を長時間受けることが見込まれるため、当該地区振興会や、関係団体、市民、事業者に対しましては、丁寧な周知活動を行ってまいりたいと考えてございます。

また、新コースにおいては、堤防道路を中心に、一部区間で道路補修が必要な状況であります。こちらにつきましては、都市整備部におきまして、大会前までの期間で、補修の実施を予定してございます。

最後、6、今後のスケジュールについてでございます。

今月28日からランナー募集の開始、それから5月にかけて道路の補修、4月、新コースの日本陸連の公認検定を受けて5月17日の大会開催ということになってございます。

なお、スケジュールには記載してございませんでしたが、市の12月号の広報、それから全戸配布チラシで載せて周知を行う予定としてございますし、新しくコースとなる地域においては、今に加えまして、振興会さんの会報への掲載、それから別途、詳しい詳細なチラシを年内に配布する予定としてございます。

説明は、以上です。

○議長（菅原由和君） それではご質問等あればお受けいたします。

8番、東隆司議員。

○8番（東隆司君） 何点か、お伺いいたします。

まず、決まったことなので今更聞いても仕方ないのはそのとおりかもしれません、ただ確認したいので聞かせてもらいます。

趣旨のところでフルマラソンを継続開催するためとあります。

フルマラソンにこだわる理由を伺います。というのは、昨今マラソンにつきましては全国的にも縮小や廃止という流れになっていますがそれは、それぞれの大会にそれぞれの理由があるので一概に、そうすべきということではありませんが、やはり大きな課題があるんだろうなと思います。

こここの2のところにも書いてあるとおり、この太字で書いてある諸課題です。これらがあるから、逆にフルマラソンは難しいんじゃないかと私は思うんです。

だからフルマラソンありきではなくて、何度も議場でも私この問題を取り上げていますけれども、いわゆる旧3大会、江刺、胆沢、前沢でやっている大会の延長線上で、それを統合していくという所期の目的があったと。それも経費的にも、当時の補助金等の金額の範囲内でやるというような形でやっていくべきじゃないかという話があったのですが、ここまで大きくなってきたと。

しかしながら、先ほど言ったとおり全国的な傾向もそういう方向にある中で、今回は見直しをしたもののフルマラソンということになった、そのどうしてこのように決めたのか、その経過をお伺いいたします。

それから、2ページ目の新コースの課題と対策のところで、文字どおり、この1つ目の丸に書いてあるとおり、結局、見直してもいろんな影響があるわけです。そうすると、特に商業関係なんかですと直接日曜日でもありますし、商売に影響するということに対してどれだけご理解いただけるのかと考えたときに、繰り返しですが、なぜそれでもフルマラソンのこのコースにこだわったのかなっていう疑問が生じます。

また、2つ目としてはその2つ目の丸にある道路補修も必要だということ、これは、マラソンやんなきや直さなくていいってことなんですか。逆の言い方をするとマラソンやらなきやないから直すんですか。そうすると、新たなお金がかからないというものの、新たなお金かかるじゃないですか。ここまでしてフルマラソンをやる意味があるんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（菅原由和君） 千葉協働まちづくり部長。

○協働まちづくり部長（千葉達也君） 1点目、私の方からお答え申し上げます。

資料にありましたとおり、昨年度の総会の際に、抜本的見直しをするということで、関係各位と議論を始めたという経過がございます。

その中で、当然、フルマラソンにこだわらず、例えばハーフマラソンですとか、キロのこと、あとは、開催時期、5月の高温であるので、開催時期のこと等々含めて、様々な内容を関係、組織の方々とご相談をしたという経過がございます。

当然、陸上競技協会さん、スポーツ協会さん、あとはランナー関係者の組織の皆さんからすれば、やはり、岩手県でだんだんフルマラソンとマラソンが減っている中で、盛岡市と奥州市にしかこのフルマラソンはない、そこにこだわりたいという部分。

また、ハーフになると仙台マラソンが近くにあって、なかなか差別化が付かない等々の状況もありまして、最終的な組織の議論の今回の結論とすれば、フルマラソンを継続するということで頑張りたい。

ただし、いろんな渋滞、経費増の課題を何とか、解決まではいかないけれども、課題圧縮するために、抜本的に思い切ったコースの見直しもやろうということで、今回の結論に至ったという経過でございます。

議員ご承知のとおり、盛岡市も含め今マラソン、フルマラソンを取り巻く環境は本当に、難しいのはそのとおりでございます。

今回の10回大会をやってもまた新たな課題が出るのを承知で、それも今後も検証しながらやっていかなければならないという思いで、来年の準備を今しているところでございます。

2点目は課長から。

○議長（菅原由和君） 菊池生涯学習スポーツ課長。

○生涯学習スポーツ課長（菊池淳君） 2点目の道路補修の関係についてお答えいたします。

マラソンのフルマラソンのコースは、いずれ、確定の前後に私ども事務局の職員であったり、陸上競技協会のメンバー、それから、実際に走るランナーにも現地の確認していただいております。

その後、都市整備部の職員も同行して、再度補修の必要な箇所を確認したといった状況であります。道路補修をする箇所でありますけれども、穴があったり、クラックがあるといった部分がある程度、連続している箇所を中心に行うということにしてございます。

これについては堤防の道路が多くを占めるわけでございますけれども、この部分を、修繕を行うということになります。こちらについてはいずれ市道ということになりますので、本来であれば、マラソンがあってもなくてもこれは、きちんと整備するべき部分、箇所だったのであろうと思いますけれども、今回、当該道路がマラソンのコースになるということで、今回、補修に手をかけるというような中身になってございます。

いずれ、マラソンコースであるほかに、通常、車も通っている道路でございますので、修繕については必要である箇所であるとこちらの方で捉えておる、認識しておるものでございます。

○議長（菅原由和君） 千葉協働まちづくり部長。

○協働まちづくり部長（千葉達也君） 経費の関係でちょっと補足させていただきます。

議員ご指摘のとおり、新たに舗装工事をするので、それなりの経費の増になります。

その部分は、検討段階から、今、様々な運営見直しをして実行委員会での繰越分、あとはスポーツくじ等の特財を確保する等々のやり方、あとは、認定、検定を取るのに500万円かかるんですが、これは1年限りですので、それらの毎年の経費を圧縮し、この道路にかかった分の経費は取り戻すといいますか、純増にならないように取り組むという内容を確認して進めるということで、実行委員会の方にも話をしているところでございます。

○議長（菅原由和君） 東隆司議員。

○8番（東隆司君） 見解の相違ですので、これ以上は申し上げませんが、ただ1点、部長先ほど2026年大会やった後も課題は出るだろうと、検証を続けるっていう話でした。全くそこは私も同感です。

可能であれば、やっぱりある程度期限を付すなりして、2年なら2年とか、毎年やるならそれはそれに越したことはありませんけれども、1回じゃちょっと分かんないところあるじゃないかなと思うんで、例えば2回なら2回、3回なら3回やって、それで、廃止がいいかどうか分かりませんが、いずれもこの効果が、なかなか検証しづらいわけですよ。

費用対効果っていうそのいわゆる税金を投入したことに対して、何がリターンなんだと、KPI見ても、奥州ファンを増やすと言ってもなかなか見えてこない。

一方では、迷惑がかかったとか、いわゆるその大会によって、被害っていう表現はよろしくないですけれども、何らかの影響を受ける方がいるっていうその部分がどうしてもクローズアップされてしまうということからそのマラソンに対しての是非が問われているんじゃないかなと思うんです。

この大会が奥州にとって重要な内外への情報発信のことだったり、まちづくりに資するものだということであれば、それは一定の税金をかけてやる価値はあるとは思いますが、ただ繰り返しますが、それが見合っているのかというところについては、十分に検証すべきと思いますが、今後の見通しの分について改めてお伺いします。

あと、2点目のところ、確かに部長の補足説明で、お金の面では数年で帳尻が合うということのようですが、課長の説明がちょっと弱かったと思うのは、いずれマラソンがなくても直さなきやならない道路だっていう話は、こういうところは奥州市にごまんとある訳ですよ。

ここ、何で先行するんだって言ったときの理由はマラソンだって話になりますよね。だから、やっぱり、そこはちょっと、都市整備部の所管かもしれません、あくまでマラソンがあるのでここは、優先でいくってことですよね。

そこはやっぱり、はっきり言わないと、マラソンは関係ありませんという聞こえ方をしたので、そこは改めてお伺いして終わります。

○議長（菅原由和君） 千葉協働まちづくり部長。

○協働まちづくり部長（千葉達也君） ありがとうございます。

検証につきましては、本当に毎年やって、今も毎年総会の前にやっていますし、いろいろな方々のアンケート、従事した方のアンケートをもって確認しておりますが、やはり目まぐるしく、我々の想像以上に気温が高くて、その安全対策の面ですとか、あとは物価高が本当に、非常に高い。

それらの課題については、本当に他のマラソン大会でも同じと聞いてございますので、そういう検証しますし、また新たな動きとすれば、やはり魅力ある東北のマラソンということで、海外からの団体マラソンツアーナどもあるということで、既に今年も一定数、もう、ホテルが予約されているとか、ある意味の経済効果があるんだろうなと思っておりますので、そういう部分を検証しながら、持続可能なための対応はどういうものかしっかりと検証しながら進めていきたいと思ってございます。

あと、2点目の道路整備につきましては、そのとおり市道ではありますが、ランナーの皆さん、実際、マラソン走っているランナーの皆さんにも見ていただいて、やっぱこれは安全性に問題があるとか、評判が落ちるような安全対策ではならないということで、2回3回と現場を見て、やっぱり安全対策の舗装は必要だと。ただし、そこにかけるお金についても、しっかりと、計画的にペイできるように取り組みましょうという話し合いの中で進めさせていただくということになりますので、いずれ経費の効果的な使い方については、留意して進めていきたいと思っております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（菅原由和君） 6番、高橋善行議員。

○6番（高橋善行君） 3点ほど伺います。

決めたことですから、いろいろ意見もあるでしょうけれどもまずはやってみたらと思っているところです。

その上で、伺いますけれども、先ほど部長から話がありましたけれども、公認コースを日本陸連から取るために経費が500万円という話でしたか、毎年取られるということではないと思いますけれども、その陸連の公認コースのために経費をかけてまで、公認コースにこだわるっていうその理由をお知らせください。

それから、大会、フルマラソンの参加者の参加、エントリー費は幾らと見積もっているかお知らせください。

3点目ですけれども、コース図にありますけれども、第6給水所付近の四丑橋を渡るために右折するところがあるんですけれども、今までの段階でも藤橋のところで右折するコースで大渋滞になっているということがありました。ここの地点について、6番の右折地点18.1キロ地点ですか、18キロぐらいのところの右折コースのところの交通整理について大丈夫なのか伺います。

○議長（菅原由和君） 菊池生涯学習スポーツ課長。

○生涯学習スポーツ課長（菊池淳君） コース検定の500万円、こちらについては、検定だけの料金ではなくて、新コースの設定をしてもらうための委託料ということになります。

コースもそのとおりですし、あと給水場の場所であったり、閑門の場所であったり、救護所の場所であったり、そういった部分もですし、さらに、各エリアに人が何人立ったほうがいいのかといった、そういった当日の運営も含めた形の部分を、業者の方に考えてもらうということで、委託料もろもろで500万円ということになりますので、検定だけの料金ではないということでご理解をいただきたいと思います。

それから、2点目のエントリー、参加料でございますけども、フルマラソンは1万円、10キロは3,000円、1.7キロは2,000円ということで設定をしてございます。

それから、四丑橋のところの規制は、現時点で両側、両方の通行を通行止めにするような形で考えてございましたので、片側通行ではなくて、両側通行止めということで考えてございましたので、以前の藤橋のような状況にならないような形で今現在、検討を行っているという状況です。

○議長（菅原由和君） 千葉協働まちづくり部長。

○協働まちづくり部長（千葉達也君） 漏れていた分を私から。

公認じゃなくても、普通に走ればいいのではないかという意図かと受け止めましたが、様々意見を聞いた中で、公認にこだわらなくてもいいんじゃないかという意見が若干あったのも事実でございます。

ただし、ランナーアンケートですとか、様々、周りで走っている人の意見を聞けばやはり、公認で自分の記録が出ると。やっぱり、その平坦コースで、自分の記録更新とかを目標にして走っているという部分もあるので、やっぱり公認コースで走るという部分は継続してほしいという部分もありまして、しっかりとやっぱり公認をとったレースにしたいと。当然、ランナーを募集するときも、公認コースでの公認大会ですという部分もPR効果があるということで、そのような判断をさせていただいたということであります。

繰り返しになりますが、その初期の500万円のものもろもろの経費は、毎年続くものではありませんので、その分は2年度以降については、圧縮するという対応で運営を進めていきたいということでございます。

○議長（菅原由和君） 高橋善行議員。

○6番（高橋善行君） 公認の経費に関しては分かりました。

四丑橋の右折、四丑橋に入るための右折のコースの件でしたけれども、課長から説明がありましたけれども、いずれ、四丑橋を渡ろうとする人たちが渋滞することのないように、かなり前から周知とかあるいは看板等と、それも経費にかかるということなんでしょうねけれども、いずれ、渋滞を招いて、奥州市に来る人たちがそこのために不満を持つことのないように、ぜひ周知をお願いしたいと思います。

○議長（菅原由和君） 菊池生涯学習スポーツ課長。

○生涯学習スポーツ課長（菊池淳君） 周知は、先ほど説明したとおり、チラシの配布等も行いますし、それから、テレビでのCM等も今大会においても対応するということで考えてございます。

それから、設置看板も、新しいコースとなるということで、これまでよりも早い時期から、関係各所の方に看板は設置するような形で、できる限り、いらっしゃる方に不満がないような形で、渋滞が生じないような形で対応をしてまいりたいと考えております。

○議長（菅原由和君） 18番、廣野富男議員。

○18番（廣野富男君） 何点かお伺いします。

先ほど、経済効果のお話がありました。

実際、担当部、このフルマラソンに係るその経済効果について、具体的な数字化をしているのかどうか。やられてないとすれば、今後、どういうふうに示し、お知らせするのか、その点についてお伺いをします。

それと、コースで堤防の分、市道になっている部分を今回補修されるようですが、実際、堤防の幅っていうのは3メーターないんじゃないんかな、2.5メーターか2メーターぐらいの幅なんですね。

そうすると、堤防の上で、市民が応援する場所ってのが1つもない。そこを往復するっていうことはおそらく、20キロかなんぼあると思うんですけども、これが市民が歓迎するという意味でのコースになり得るのかっていうのはちょっと疑問に思うんですが、その辺の体制をどう考えているのか、お伺いをします。

それと課題で、全庁プロジェクト等によるマンパワーの不足というのが大きく掲げているんです。これは、今回のコース設定で、このマンパワー不足が解消されるんですか。全国にはお祭り、いっぱいあり、こういう大会もあるわけですよね。それぞれの市町村がやっているわけです。ここであえて職員のパワー不足っていうのをなぜ引き合いに出すのかよく分からないので、その点についてご説明をいただければと思います。

最後になります。

おそらく、イベントをするとスポーツであろうが何であろうと、市民からの苦情は当然出るんです。ですから、おそらく今回のコースも、特に、江刺地域からは、新コースの部分の周辺住民からは何らかの苦情が出るんだろうと思うんですが、その辺、表現としては丁寧な周知活動をされるという表現しておりますけれども、具体的にどのように考えているのか、その点についてお伺いをいたします。

○議長（菅原由和君） 菊池生涯学習スポーツ課長。

○生涯学習スポーツ課長（菊池淳君） 1点目の経済波及効果の測定ですが、今大会、第9回大会におきまして、そういう具体的な測定は行っていないというのが実際のところであります。

9回大会において、ランナーを対象として、温泉とか観光施設の方のサービス等は実施しております、そちらを何人利用したかといった数字はあつたりもしますし、あとは、市内の宿泊施設、このマラソンの期間、なかなか予約がしづらいという部分があったといった部分では捉えておりますが、具体的な数値は測定はしておりません。

ただ、過去の大会で、国とか県が使っている、産業連関表経済波及効果簡易分析ツールというものがあります、こちらの方を使って試算した経過はあります。

県内からの参加者であったり、県外からの参加者の人数であったり、それからランナーへの応援の数、宿泊の数等を推計するような形で、これらを踏まえて推計するような形で計算したものはあります。

こちら、第8回大会で試算した際は、試算ですけれども、1億円ほどの経済効果があったというような積算にはなっているところでございます。

ただ、具体的に数字を拾った点検は行っていないというのが実際でございます。

それから、2点目の堤防の関係でございますけども、幅については3メートルほどあるということ、こちらの方では把握してございます。

日本陸連の公認につきましても、この幅で特段支障はない、問題ないということで、回答の方を得ているというところであります。

確かに幅が狭くて、なかなか応援する場所がないというご指摘はそのとおりであると思います。

こちらとしては、例えば堤防から川側へ、あるいは、川の反対側に降りるような箇所が何か所かございますので、そういうところで、何とか地域の方々にはご声援の方、できる限りしていただきたいなということで、考えておるところでございます。

それから、4点目の苦情等の対応ということでございます。

今回、コースの決定前後に、新たにコースになる地区、それから、今までコースであったけれど

も、今度からコースとならなくなった地区、地区振興会さん等を回りまして、我々職員と、それからスポーツ協会の会長、それから陸上競技協会の会長も一緒に各地区を回って、お話の方をしてきたという経過がございますし、いずれ年内中に、全戸配布も行うほかに、そういった地域については別途チラシ等も作成したいと思っておりますし、振興会さんによっては、会報に載せたいというような声もありまして、振興会だよりの方に、そういった周知の内容も載せたりということで、対応しておる、対応することにしておるところでございます。

そのほかもいざれ、大会が近くなりましたら、詳しい交通規制の内容もお知らせすることにしておりますので、地域の方々が不安に思わないような形で、可能な限り、丁寧に対応はしてまいりたいと考えてございます。

○議長（菅原由和君） 千葉協働まちづくり部長。

○協働まちづくり部長（千葉達也君） マンパワー対策の部分で、全庁プロジェクトで、人手不足の部分を説明します。

大会につきましては、市の職員、約500人の力を借りて運営してございます。

これは当日来たボランティアさんとかそういう方に頼めない事前打ち合わせとか、そういう部分のリーダーとか班長役を担ってもらっている職員です。

そういう部分で、救護であったり、給水であったり、ごみ出し、そういう部分の重要な部分をどうしても職員にお願いしなければならないという部分ではありますが、やはり年々そちらも大変だということで、今回の抜本的な見直しの中で、市の職員、3割減の見直しで、新コースを調えることができたということでありまして、それも今まで課題だということで、取り組んだということでございます。

○議長（菅原由和君） 廣野富男議員。

○18番（廣野富男君） 従事する職員の方々は大変なことは分かります。働き方改革もありますから。それは十分分かるんですが、何のためにやっているのかっていうのは、私はマラソンっていうのは手段だと思うんです、まちづくりなり、活力の部分では。

当然、職員には、そういう点は十分理解していただいて、単なるその出席だというふうに思うと本当に嫌になると思いますので、そこら辺はまず、職員の意識改革からぜひ進めていただきたいと思いますが、その点伺って終わります。

○議長（菅原由和君） 千葉協働まちづくり部長。

○協働まちづくり部長（千葉達也君） 大変お言葉で申し訳ございませんが、職員については自分の仕事のほかに一生懸命、このマラソンの準備段階から協力をいただいておりますので、協力したくないとか、マラソンに出たくないという意識では来ておりませんし、まず、もしそのような状況が見られれば私の方の実行委員会なり部から、しっかりとおもてなしの心で、ボランティアの市民の皆さんも来るんだから、しっかりと職員が先頭立ってやってくれと毎回言っておりますので、いずれそのような意識ではない、本当になかなか、どうしても都合がつかない、数がなかなか足りないという現状があるということだけはご理解いただきたいと思います。

いざれ、しっかりと市のPRをして、おもてなしの心でこれからも頑張ってまいりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（菅原由和君） ほか、よろしいですか。

では、特にご質問等ないようですので、説明事項の⑤は以上といたします。

以降につきましては、午後にします。ここで、午後1時5分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

## ⑥ 指定管理者候補者について

○議長（菅原由和君） 再開します。

続きまして説明事項の⑥、指定管理者候補者について、説明をいただきます。

岩渕財務部長。

○財務部長（岩渕清彦君） 指定管理者候補者についてご説明を申し上げます。

指定管理者候補者につきまして、過日開催した指定管理者選定委員会におきまして、令和8年度からの指定管理者候補者を選定いたしましたので、本日はその選定結果や選定方法についてご説明をするものです。資料に基づき、担当課長からご説明申し上げます。

○議長（菅原由和君） 菊地財産運用課長。

○財産運用課長（菊地昭宏君） 資料1をご覧ください。

指定管理者候補者についてご説明いたします。

1の対象施設ですが、令和8年4月1日から指定管理者制度による管理運営を行う公の施設、2協定、2施設で、うち非公募が1施設、公募が1施設であります。

2の選定経過ですが、委員6名による指定管理者選定委員会を10月24日に開催し、審査を行いました。公募施設については提出された事業計画等の提案書及び応募者からのプレゼンに基づく採点にて、また、非公募施設については応募者から提出された事業計画等の提案書に基づく審査にて、それぞれの候補者を選定したところです。

3の選定基準につきましては、資料記載のとおり、条例に規定する基準に照らし、審査を行ったところです。

4の選定結果につきましては、別紙一覧の方でご説明しますので、資料2をご覧ください。

この一覧ですが、左端から協定番号、施設の順で、3列目の管理運営計画書等ページ数につきましては、さらに別添資料を付けておりますが、指定管理施設、管理運営計画書、収支計画書における対象施設のページ数を表しておりますので、こちらの方は、後程ご確認いただけますようお願いします。

それでは、選定結果についてご説明します。

初めに、協定ナンバー1、生涯学習スポーツ課所管の奥州市文化会館分室につきましては、非公募施設であるため、提出のあった事業計画等を確認し、委員の合議に基づく選定委員会の総意として、応募者である現指定管理者を候補者として、的確であると判断したものです。

次に、協定ナンバー2、生涯学習スポーツ課所管の前沢ふれあいセンターにつきましては、公募施設であり、提出された事業計画に加えまして、応募者からのプレゼンを行い、これらについて、採点の結果、738点満点のうち、511.7点ということで、出席委員全員が審査基準である総合評価満点の2分の1を上回る得点であったことから、選定委員会の総意として、応募者である現指定管理者を候補者として選定すべきと判断しております。

最後に、資料1に戻っていただき、5、今後の基本的なスケジュールになります。

ただいまご説明した内容に基づき、所管課において、市議会12月定例会に指定管理者の指定議案及び指定管理料に係る債務負担行為について、補正予算案を提出の予定です。

両議案の議決をいただいた後は、各指定管理者と次期指定管理期間に係る基本協定を締結するとともに、年明けの2月定例会に、指定管理料に係る当初予算を提出し、令和8年度からの業務開始

に備えたいと考えております。

説明は、以上です。

○議長（菅原由和君） 説明が終わりました。ご質問等あればお受けいたします。

7番、佐々木友美子議員。

○7番（佐々木友美子君） 資料③の3ページについてお尋ねをします。

文化会館分室というのはいわゆるめんこい美術館のことだと思うんですけれども、この収入のところに、利用料金ゼロ、自主事業収入ゼロとあるんですけれども、さきの議会で私の方から文化振興財団の経営報告があった際に、展示を見に来る方の入場無料はよしとしても、利用団体の方からも、幾ばくかの展示室使用料ですか、そういうのを1日1,000円とか、幾らでもお金を出してでも、継続的なめんこい美術館の運営を期待するっていうような声があるんだけれどもそういうことはどうなのかと質問したところ、生涯学習スポーツ課長からは、そのことも含めて検討しますという答弁があったわけですが、今回、やはり利用料金ゼロとなってきたんですが、その点についてお尋ねします。

○議長（菅原由和君） 菊池生涯学習スポーツ課長。

○生涯学習スポーツ課長（菊池淳君） 議員ご指摘のとおり、こちらの文化会館分室につきましては、条例で使用料を定めていない施設となっています。

同様の文化施設においては、このような取扱いを行っている施設はございませんので、いずれ他の施設、他の同規模の施設を利用した場合との取扱いが異なっておりますので、公平性の観点から、利用料金、使用料の徴収は必要であろうということで、考えております。

今回、こちらの方は、料金として計上してございませんが、今回指定管理の期間が2年間ということで、他の文化施設と同じ指定管理の期間とすることで、令和10年度から指定管理の期間を合わせることにして考えてございますので、当課としては、令和10年度から使用料を徴収できるような形で、検討をしていくということで考えてございます。

今現在のスケジュール感としてはそういった形で考えておるということでございます。

○議長（菅原由和君） 他にございますか。

特にご質問等ないようですので、説明事項の⑥は以上といたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

## ⑦ 旧奥州市土地開発公社土地（商業用地）の売払処分等について

○議長（菅原由和君） 続きまして、説明事項の⑦、旧奥州市土地開発公社土地（商業用地）の売払処分等について、説明いただきます。

岩渕財務部長。

○財務部長（岩渕清彦君） 旧奥州市土地開発公社土地である姉体の商業用地の売払処分につきましては、奥州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条、予定価格2,000万円以上、かつ、1件5,000平米以上の土地の規定に該当する案件でありますので、本日はその入札執行状況などについてご説明するものでございます。

また、旧公社土地の活用や処分に大きな動きがあった際には、全員協議会においてご報告することとしておりましたので、令和7年10月1日時点での保有状況及び対応方針につきましても、併せてご説明させていただきます。

それでは、資料に基づき、担当課長から説明します。

○議長（菅原由和君） 菊地財産運用課長。

○財産運用課長（菊地昭宏君） それでは、資料に沿ってご説明します。

1ページをご覧ください。

1、要旨につきましては、先ほど部長がご説明しましたので、早速、2、マイアネタウン商業用地の概要に説明いたします。

所在地ですが、奥州市水沢上郷3丁目35番1、地積8,233.92平米、地目は宅地です。

土地の状況ですが、スーパーセンタートライアルの北側に位置し、西側が国道4号東バイパス予定地に接面している土地ということになります。

3、売扱の方法ですが、6月25日に公告を行いまして、受付期間を同日から9月17日までの約3か月間設け、一般競争入札を行っております。

4、現地説明会参加者ですが、7月8日に実施しまして、3者参加しております。

5、入札執行状況ですが、入札日時が令和7年10月1日午前10時、入札参加が1者、株式会社ホットハウス、入札額が1億8,100万円、落札。

利用目的ですが、申込時点の利用目的ということになっておりますけれども、出店予定テナントへの借地ということで、ガソリンスタンド、コンビニ、ドラッグストアとなっております。

6、仮契約締結の内容ですけれども、契約の相手方は株式会社ホットハウス、仙台市青葉区本町1丁目5番31号、仮契約年月日は令和7年10月3日、契約額は1億8,100万円となっております。

7、今後のスケジュールについてです。

ただいまご説明した内容について、議案の件名が財産の処分について議決を求めるについて、となりますけれども、12月定例会に議案提出し、議決いただいた後に本契約へ移行します。

代金完納後に土地の引き渡し、それから所有権移転登記という流れになります。

なお、12月定例会におきましては、売扱契約額1億8,100万円の歳入補正も併せて提出しますのでよろしくお願いします。

続きまして、資料の2ページ、3ページです。こちらが旧公社の土地の保有状況と今後の対応方針について、こちらをご説明します。

まず、2ページが活用対象という部分になりますて、それぞれ用途に応じて、ケースという表現にしておりますけれども、ケース1から5に区分して管理している状況です。

例えば、ケース2、こちらの方では将来的に用途を検討する用地、それから、ケース5、現在貸付中で、当面は貸付けを継続する必要がある土地というような整理をしております。

合計になりますけれども、ページ一番下の集計のとおり、筆数が124筆、面積が約30万5,000平米となります。

次に、3ページをお開きください。

3ページがいわゆる処分対象となります。

先に真ん中から下のケース7からご説明します。

こちらに、②商業用地（マイアネタウン）8,233.92平米、赤い文字でアンダーラインを引いていますけれども、こちらの土地が先ほどご説明した処分に至った土地ということになります。

その隣、③工業団地（本杉工業団地）662.08平米、こちらの区画も先般、10月30日に売買契約締結となりましたので、ケース7としては、残りは分譲地のみとなりました。

また、分譲地の方も一部動きがありまして、今年度、マイアネタウンで1区画、申し込みがあつたというような状況です。

いずれ、こちらの今後の方針としましては、分譲地は、市ホームページや様々な媒体を通じた情報発信はもとより、不動産業者とも協議を行い、令和15年度までの完売を目指すとしております。

また、その上のケース6ですが、隣接地との調節であったり、境界の確認であったり、様々な問題をクリアしなければいけないという部分がありまして、順次処分に向けて準備を進めております。こちらの土地は、市ホームページでも情報公開しておりますが、令和17年度までの完売を目指すとしております。

説明は、以上です。

○議長（菅原由和君） 説明が終わりました。ご質問等あればお受けいたします。

15番、千葉康弘議員。

○15番（千葉康弘君） この土地ですけれども、約8反分ぐらいありますけれども、一番欲しがるような、道路に面した形で一番欲しがるような土地だなと思いましたけれども、その中で入札期間が3か月にも満たないというようなことがあります。この周知方法はこういう形でよかったのか。もう終わってしまったからですが、周知方法について質問したいと思います。

また、入札に参加したのが3者で、その中で1者しか入札しなかった。現地説明会は3者が来て、入札は1者だけだというようなことの低調ぶりとありますけれども、やはりこれを知らなかつたっていう部分が、素人から見ますと大きいんじゃないのかなと思います。

また、この土地は、以前から随分皆さん方が欲しがっていた土地じゃないのかなと私は推測するんですけれども、この中で、買取りとか造成にいくらぐらいかかった土地なのか。それに対して、なかなか適正販売っていうのは計り知れないんですけども、このような形の金額でよかったのかについて、大ざっぱな質問ですがお聞きいたしたいと思います。

○議長（菅原由和君） 菊地財産運用課長。

○財産運用課長（菊地昭宏君） ちょっと質問が多かったので、順次お答えいたします。

まず、約3か月という、申込期間が適切だったかどうかというご質問ですが、一般的に市の売払等におきましては、ひと月以上というような形で設けております。

議員ご指摘のとおり、こちら、大変道路に面して注目の多かった土地ということがありましたので、約3か月ということでこちらの方としては、長く、期間を設けたというような認識であります。周知方法ですけれども、市の公式ホームページはもちろんんですけども、あと、市の広報紙、こちらの方でも掲げておりますし、それから、新聞社等への投げ込みも行っております。

さらに、今、市でもSNSの方でも情報発信を強化しておりますので、公式SNSの方でも情報発信を行ったというような経過になります。

それから、現地見学は3者だったけれども入札が1者だった。その辺はどう評価しているかという部分ですけれども、こちらの入札、落札に至った1者、こちらの方は、数年前からこの土地に引き合いがあった業者ということで、こちらの方では、一番早くから、お声がけいただいた業者に落札になったかなというふうに捉えております。

それから、こちらの造成にかかった経費につきましては、旧公社時代の造成経費となりますので、今こちらで資料を持ち合わせおりませんので、後でもし分かれば、議員さんにお知らせしたいと思います。

○議長（菅原由和君） 千葉康弘議員。

○15番（千葉康弘君） ありがとうございます。

私、入札の仕方が分からんんですけども、入札する前に最低価格は1億8,100万円と提示した

中で、入札いただいたという形で、100%、1億8,100万円で落札になったという理解でよろしいのでしょうかということを1点お聞きします。

また、例えば、奥州市の一般的な商業地ですと、1平方メートル当たり2万8,000円ですと、2億3,000万円ぐらいに、素人だから分からないんですが、なるかと思ったんですが、それを1億8,100万ということですと、逆に損しているのかなというなふうに見えますが、この件について見解をお聞きして終わります。

○議長（菅原由和君）　菊地財産運用課長。

○財産運用課長（菊地昭宏君）　先ほど私の答弁が漏れておりました。価格の設定は、どのようにしたのかという質問を、最初にいただいておりました。

こちらの方は、不動産鑑定を行った価格について、市の市有地等取得処分調整委員会の方でお諮りして価格を決定したという経過でこの金額にしております。

それで、これが、最低売払価格ということで、公告、公示した際もこの価格で公示した。それで、この金額で業者に入札いただいたということになります。

○議長（菅原由和君）　千葉康弘議員。

○15番（千葉康弘君）　今の答弁がそのままかなと思いますけれども、例えば、奥州市の商業地ですと、1m<sup>2</sup>当たり2万8,000円くらいになっているということですけれども、それが、不動産鑑定士が入っているからそうなのかなと思いますけれども、1億8,000万円と2億3,000万円で随分違ってくるかと思いますが、その点の評価はどのようにお考えなのかについて、質問して終わります。

○議長（菅原由和君）　菊地財産運用課長。

○財産運用課長（菊地昭宏君）　不動産鑑定も、地価の価格ではなく取引事例価格に基づいた不動産鑑定をしておりますので、そちらの価格で適正かなとこちらでは認識しております。

○議長（菅原由和君）　22番、阿部加代子議員。

○22番（阿部加代子君）　資料の1ページの先ほどの入札執行状況のところなんですけれども、一般競争入札で入札が行われたわけなんですけれども、入札の参加が1者であっても入札を行ったということでおろしいでしょうか。

○議長（菅原由和君）　菊地財産運用課長。

○財産運用課長（菊地昭宏君）　入札参加が1者であっても入札を行ったということになります。

○議長（菅原由和君）　阿部加代子議員。

○22番（阿部加代子君）　それで適正だというふうにお考えでしょうか。

○議長（菅原由和君）　岩渕財務部長。

○財務部長（岩渕清彦君）　今回は1者のみの参加ということです。実際に参加していただけたのは1者ですが、事前に複数者来ていただいて、なおかつ、この不動産鑑定で出た金額を、それ以上を出していただければよかったですですが、少なくともこの金額を満たしているということで、こちらとしては適正であったと判断しています。

○議長（菅原由和君）　阿部加代子議員。

○22番（阿部加代子君）　一般競争入札です。競争性もありませんし、1者ですから、競争しないわけですから、最低売払価格を入れても通ることになるわけですけれども、本当にそれで適正でしょうか。

○議長（菅原由和君）　岩渕財務部長。

○財務部長（岩渕清彦君）　いろいろご指摘をいただいている件ではございますが、この件につき

ましては、こちらとしても処分をしたいというところもございますし、少なくとも、この鑑定評価価格での応札をしていただいたということで、今回については適切であったと判断しております。

○議長（菅原由和君） 他にございますか。

それでは、特にご質問等ないようですので、説明事項⑦については以上といたします。

これで、(1)の説明事項を終わりたいと思います。

説明者退席のため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

## （2）協議事項

### ① 教育厚生常任委員会における政策提言（案）について

○議長（菅原由和君） 再開します。

次に、(2)の協議事項に入ります。初めに①、教育厚生常任委員会における政策提言案についてご協議をお願いいたします。小野寺委員長から説明いただきます。

○教育厚生常任委員会委員長（13番、小野寺満君） ただいまから、教育厚生常任委員会の政策提言書につきましてご説明いたします。

説明につきましては、3つに分けて説明させていただきます。

初めに、テーマの選定理由について説明します。

続きまして、政策提言書（案）について説明いたします。

最後に、今後のスケジュールについて説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

初めに、テーマの選定理由について説明いたします。

今回の政策提言のテーマは、さらなる産前産後サービスの充実といたしました。

国内出生数は、昭和24年の第一次ベビーブームをピークに年々減少し続け、昭和59年には150万人を割り込み、令和6年には約68万人へと激減しました。産科の診療報酬の引き下げも重なり、令和5年度には、4割を超える産科診療所が赤字に転落する状況となっております。

奥州市では、令和4年4月以降、市内で分娩できる医療機関がゼロとなり、それは現在も続いております。

奥州市は、奥州市親子みらい応援事業として、妊婦訪問、母親教室等の産後ケアを実施しており、その取組は、県内上位の内容となっております。

しかし、母親教室の参加率、産後ケア利用待機の発生などの課題もあることが調査等により明らかになりました。

今後、奥州市における産前産後サービスを、さらに充実していただきたく、本委員会として、テーマ選定いたしました。

次に、政策提言書について説明させていただきます。

配信しております、タブレットのさらなる産前産後サービスの充実に関する政策提言書をご覧いただきたいと思います。

1ページの第1、はじめに、それから、2ページから5ページの第2、背景、現状及び課題等につきましては、国内及び奥州市の取組の現状と課題について説明しております。

次に、6ページから11ページには、第3として、これまでの本委員会の取組についてまとめております。

取組内容を簡単に説明いたします。

6ページには、行政視察として、公立助産所を開設している長野県東御市を訪問し、開設に係る経緯から、出産だけにとどまらない、幅広く展開している、サポートの内容や抱えてる課題について視察いたしました。

また、7ページにあります、東京都港区では、産前産後家事育児サービス事業を視察し、産後のみならず、産前から出産を控えた母親に寄り添うケアの内容について学びました。

その他の取組として、担当課となります健康増進課及びこども家庭課に対して、産前産後対策の取組状況や課題等を調査いたしました。

また、市民と議員の懇談会を開催し、助産師や子育て中の母親など、幅広い市民の皆様から意見をいただきました。

12ページから16ページには、第4として、政策提言にまとめております。

提言内容は、大きく3つといたしました。

12ページをご覧いただきたいと思います。

本市では、産前産後ケアサービスは比較的充実しているものの、利用待機の期間が長いサービスがあるなど、改善の余地があることから、提言1は、産前産後ケアの受入体制を整備し、待機時間を解消することといたしました。

続いて、14ページ、15ページにあります提言2は、母親とその家族に対し切れ目のない支援体制を確立することとしました。

産前産後ケアは、一貫した支援が重要で、参加率の向上や内容の充実が課題であることから、すべての妊産婦の心身ともにサポートできる体制の強化が必要であると考え、提言2といたしました。

16ページの提言3につきましては、産前産後ケアのさらなる充実には、助産師等の専門家の育成を通じた支援体制の拡充が必要であることから、提言3は、専門家の育成と拡充を行い、家庭での家事支援や、育児支援を充実させることといたしました。

以上、3つの提言につきましては、いずれも重要な取組と捉えており、当局にはできることから、少しづつ進めていただきたいと考えております。

分娩施設のない本市だからこそ、さらなる産前産後サービスの充実を願っております。

最後に、今後のスケジュールですけれども、会派での意見集約をお願いしたいと思います。

11月28日金曜日をめどに会派でまとめていただきまして、事務局担当まで提出をお願いいたします。いただきましたご意見を踏まえ、委員会で協議後、最終版を12月の全員協議会にお示しし、その後、12月定例会最終日には、政策提言書提出の発議を予定したいと思っております。

何卒ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（菅原由和君） ただいま説明が終わりました。

この場で何か確認したい事項あれば、ご質問等をお受けいたします。

よろしいでしょうか。

それでは今、委員長からありましたとおり11月28日までに会派の方でご意見等があれば、集約をしていただきまして事務局まで提出をということですので、よろしくお願いいたします。

それでは、①の教育厚生常任委員会の政策提言は、以上といたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

## ② 建設環境常任委員会における政策提言（案）について

○議長（菅原由和君） 続きまして、協議事項の②です。

建設環境常任委員会委員会における政策提言案について、説明、協議をいただきたいと思います。初めに、廣野委員長からお願ひいたします。

○建設環境常任委員長（18番、廣野富男君） 当建設環境常任委員会では、奥州市のごみ減量政策に関する政策提言ということで、2か年にわたりまして調査研究をしてまいりました。

今日はその経過なり、概要を説明しながら、皆さんのご意見を頂戴したいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

初めに今回のテーマの選定理由等の部分であります、大きく4点掲げております。

1つは、令和3年9月にSDGsの取組、そしてごみの減量化とリサイクルの推進をメインとして提言がされておりましたけれども、令和4年3月に策定された第2次一般廃棄物処理基本計画における、3つの目標がすべて達成されていないことが明らかになったという理由が1つございます。

2つ目は、胆江地区最終処分場の次期処分場の整備スケジュールが迫っているという点。

3つ目は、ごみの有料化の取組が全国的に拡大していることや、プラスチックごみや食品ロスの増加、高齢化に伴うごみ出し困難者への対応など、従来の枠組みを超えた新たな施策の必要性が顕著になったといいますか、顕在化してきたという状況でございますし、4点目は、第2次環境基本計画が令和8年度末で終期を迎える、第3次環境基本計画の改定作業が、令和7年度から8年度にかけて取り組むことになっていると、これらの背景を理由として、今回、ごみの減量政策に関する政策提言を行うことといたしました。

それでは、皆さんのサイドブックスを開いていただきながら、若干、サイドブックスと違う点があろうかと思いますが、その点については、ご了承いただきたいと思います。

2ページから4ページの部分につきましては、所管事務調査を通じ、奥州市のごみに関する現状と課題について述べさせていただいております。

大きく、この現状と課題につきましては、一般廃棄物処理基本計画から見た現状と課題、それと、市民から見た現状、課題と整理をしております。

初めに、一般廃棄物処理基本計画から見た現状と課題については、3点、記述をさせていただいているのですが、1点目は、基本計画に対し3つのすべてが、取組目標数値が達成していないという現状でありますし、2点目は、先ほども述べました、最終処分場が令和20年まで長く、使用見込みが立っているものの、次期処分場が供用開始するまでに、遅くとも、令和11年度から、施設整備基本構想を策定しなければならないということが明らかになったということです。

3つ目は、ごみ処理の有料化について、ごみ減量化に有効で、全国的に拡大をしているものの、県内においては北上市のみだと。現在、奥州市では、調査検討段階に入っているものの、まずはごみの減量化を進めることを第1としているという現状と課題が明らかになったところであります。

また、市民から見た現状と課題では、リサイクルの分別方法が分からず、一人暮らしの高齢者や世帯では、ごみ出しに苦慮し、ごみ減量化に影響を及ぼしている実態が明らかになった、ということを記述させていただいております。

5ページから13ページでありますけれども、ここの部分につきましては、当委員会の政策提言に向けた取組として、所管事務調査、あるいは、先進地視察の概要を述べさせていただいております。

特に、今回の政策提言に当たって、可燃ごみの有料化、ごみ減量・再資源化の推進に取り組んでいる東京都武蔵野市や静岡県藤枝市、市民協働によるリサイクルの推進については、埼玉県加須市をそれぞれ視察させていただいておりましたが、特に加須市におきましては、市長のリーダー

シップが大変重要だと強く感じたところであり、その点を記述させていただいております。

それと、地元企業様での製品プラスチックの回収実証事業が現在行われております、現地観察をさせていただきました。

これまで、燃えるごみとして焼却処分していたもの、ハンガーやコンテナ、バケツなどの製品プラスチック廃棄物を収集し、再商品化していることなどの説明を受け、今後、市民、行政、事業者が一体となった資源化に取り組むことが、ごみの減量化を一層進めるものだと感じ、記述をさせていただいております。

また、市民と議員との懇談会では、ごみに関する困りごと、家庭や地域社会でできる具体的な取組、ごみの再資源化の3つをテーマにしてお話し合いをいただきました。

市内の高校生5名を含め、23名の方々から様々なご意見、ご提言をいただきました。

今回の提言に当たって、特に年齢幅が広くて、世代を超えた交流にもなったなど感じたところであります。

14ページから16ページまでが今回の政策提言の内容であります。

提言1につきましては、市民、市民団体、事業者、行政が一体となり、さらなるごみの減量対策に取り組むこと、ということで、特に、たびたび説明しておりますけれども、現在の環境基本計画に定める環境目標が達成していないという現状から、さらなる取組をまとめた内容にさせていただいております。

続いて、提言2でございますが、循環型社会の構築に向けて、環境教育により市民の環境意識の向上を図ること、と設定してございます。

ごみの減量化につきましては、ごみを排出するすべての主体者に対し、改めて学習や体験を通じた地域や家族での環境教育を推進する必要があるというふうな認識とともに、さらにごみ減量化の意識醸成に結び付くイベントや広報活動を強化することが重要だととの観点から、環境教育による市民の環境意識の向上を図るというふうに求めたところでございます。

提言3のごみ減量を進める基盤と制度的な施策を整えることにつきましては、排出するごみを市民とともに資源化するための基盤や制度的な政策を講じるよう、市民との懇談会で出された意見や提言をもとに整理させていただきました。

特に、ごみ減量化は、行政のマンパワーが重要であることから、あえて、市内組織体制の強化まで踏み込んだ提言をさせていただいたところでございます。

最後ですが、個人的な見解もあるわけでありますけれども、このごみの分別は面倒であり、分別スペースの問題、年齢から来る体力の問題、年代によるごみに対する意識の問題が多く、もっとコストをかけず簡単にできないものかとこの2年間つくづく感じながら、多くの時間をかけて取りまとめてまいりました。

この間、及川副委員長はじめ委員の皆さん、事務局の担当にお礼を申し上げますし、皆様方のご意見を賜れればと思っております。

大変難な説明になりましたが、当委員会の政策提言の概要説明とさせていただきます。

あと先ほど、教育厚生常任委員会の委員長さんから話が出されました、スケジュール等につきましては同様でございまして、事務局の方から、各会派にご案内をさせていただきますけれども、今回、我々で取りまとめた政策提言書に対して、忌憚のないご意見をいただいて、12月の全員協議会の中で委員会の調整を図った上で提案をし、最終的には、12月の定例会において、政策提言書の提出の決議を出させていただくということで進めさせていただきますので、よろしくお願いをいたし

ます。

改めて、会派の締め切りにつきましては、11月28日でございます。各両委員会の政策提言で大変かと思いますが、よろしくお願ひいたします。

○議長（菅原由和君） ただいまの説明に対しまして、特にこの場でご質問ご意見あればご発言をお願いいたします。

それでは、特にないようですので、この件につきましても11月28日までに各会派でご意見があれば取りまとめの上、事務局まで提出をしていただくようにお願いをいたします。

説明協議事項の②は、以上といたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

### （3）報告事項

#### 奥州金ヶ崎行政事務組合議会定例会（10/31） 報告者：菅野至

○議長（菅原由和君） 次に（3）の報告事項に入ります。

奥州金ヶ崎行政事務組合議会定例会につきまして、菅野至議員から報告をお願いいたします。

菅野至議員。

○3番（菅野至君） 奥州金ヶ崎行政事務組合定例会の報告をいたします。

定例会の報告の前に行政組合で行いました行政視察と、事前に行われた全員協議会の内容についても、簡単にお知らせしたいと思います。

まず、行政視察についてです。

行政視察につきましては、調査事項として、消防行政と水道用水供給事業の内容を視察としております。視察期間は、8月5日から6日の2日間になっております。

視察先は、郡山地方広域消防組合消防本部と、福島地方水道用水供給企業団すりかみ浄水場となっております。

1日目の郡山地方広域消防組合消防本部についてですけれども、こちらは現在、消防指令センターの更新、庁舎のZEB化、これが環境に配慮した改修となっておりますがそういった改修工事がされておりまして、ちょっと予算の額が大きくなっているということでございました。

課題としては、救急出動の件数の増加であったり、定年延長による職員の高齢化であったりとかということがありますけれども、そういったところに関しまして、体力管理プログラムの導入であったりとかというところで対応しているということでした。

2日目の福島地方水道用水供給企業団すりかみ浄水場についてですけれども、こちらは、3市3町の約36万人に水道水を供給しているということでした。施設の特徴的な取組としては、広域連携はもとより、脱炭素化、太陽光であったりとか小水力発電であったりとか、あとは、プロパー職員の採用計画などというところでございました。

質疑では、化学物質等の検査の体系強化であったりとか、あとペットボトル水、福島の水のいうのをここで作ることをやっているわけですけれども、そういったその、水の製造の背景であったりとか、あと、留保資金確保による水道料金への影響を最小限に抑える方針などというところが質疑がありました。

この視察を通して、消防行政と水道事業の現状の課題や取組について、他市の現状を見るこことにより、理解を深められたと思っております。

続きまして、全員協議会の内容についてご報告いたします。

日時は、10月24日金曜日、1週間前に行われておりまして10時30分から奥州金ヶ崎行政事務組合の大会議室にて行われました。

報告事項として、岩手消防指令センター総合整備事業の進捗状況についての報告がありました。

内容は、実施計画、整備工事、施工管理、あとは盛岡消防庁舎改修工事の状況について報告されました。

続きまして、胆江広域水道用水供給事業の見直し状況について、報告がありました。

内容は、見直しのための検討委員会の設置、ワーキンググループ会議開催状況、あとは事業費の精査、あとは広域連携推進モデル事業の進捗についてというところでございます。

あともう1点、令和6年度奥州金ヶ崎行政事務組合の運営状況について報告がありまして、各種事業に関する詳細なデータの報告となっております。

続いて説明事項としまして、令和7年度第2回奥州金ヶ崎行政事務組合定例会の提出事案について、3件についての報告がありました。

特に、質問等なく、この日は終了したということでございます。

長くなりますけれども、定例会の説明に入ります。

日時は、10月31日午前10時から行われ、議事日程は、会議録署名議員の指名から始まり、会期の決定、諸般の報告があり、続いて一般質問が行われました。

一般質問は、4名の方からの質問がありました。

佐藤正典議員からは、衛生センターの土日のごみ搬入の見直しについて、胆江ふれあいセンターのさらなる活用と地域活性化についてというところでございます。

阿部加代子議員からは、電気火災対策としての関連ブレーカーの設置について、火葬場使用料の見直しについて、千葉和彦議員からは、大規模林野火災を想定した消防体制の整備について、千葉康弘議員からは、浄水場拡張整備による水道用水供給事業への影響についてということで一般質問が行われました。

続いて、報告事項が1件ありました。

説明事項は、胆江広域水道用水供給事業会計資金不足比率の報告についてです。

これに関しては、資金不足がないため、比率の数値が出なかったということで報告がありました。

続いて議案に入っていきます。

議案第1号、育児休業に関する条例の一部改正で、部分休業制度の拡充を行うことで、育児を行う職員の仕事と家庭生活の両立を支援するための改正ということでございました。

次に、議案第2号、火災予防条例の一部改正で、大船渡林野火災を受けて、林野火災予防の実効性を高めることを目的とした改正という説明がありました。

続いて、議案第3号、令和7年度一般会計補正予算ということで、歳入は、前年度繰越金の確定で行われまして、歳出は、異動等による職員給与の追加であったり、あとは、発電設備の工事負担金などを措置するものであります。総額は、45億9,217万2,000円となっております。

続いて、議案第4号、令和7年度胆江広域水道用水供給事業会計補正予算です。

収益的支出として、異動による職員給与等の増額があります。資本的支出においては、過年度国庫補助金の返還金の追加についてというところでの補正でございます。

続きまして、議案第5号、令和6年度一般会計歳入歳出決算認定です。

一般会計の歳入歳出決算書の中では、歳入額は39億8,595万7,119円、歳出額は38億8,029万8,048円となっております。

歳入の主な内訳は、分担金及び負担金で使用料及び手数料、国庫支出金などがございます。

歳出の詳細でございますけれども、歳出での不用額につきましては、8,498万6,952円となっておりまして、そのあと財産に関する調査におきましては調書が出されて説明されております。

続きまして、議案第6号、胆江広域水道供給事業の事業会計利益の処分及び決算の認定ということで、こちらは決算の概要としましては、収入が7億2,438万4,000円、支出は7億1,905万4,325円ということです。

営業収益は、5億8,034万1,000円で営業外収益は、1億4,465万853円となっておりまして、不用額は、2,338万4,057円となっております。

不用額の主な内訳は、送水費の修繕投資が不要となった分、あとは、動力費の減少によるもの、あとは営業外費用の減少によるというところでございます。

あとは、キャッシュフローということで、キャッシュフロー計算書の中で事業活動によるキャッシュフローに関しましては、2億5,285万2,033円、投資活動によるキャッシュフローはマイナス3,625万円となっております。

これに関しましては、今日のフォルダの中に詳細な資料を載せておりますので、そちらを参照していただければと思います。

これらの議案に関しては、すべて議決されているというところで報告いたします。

○議長（菅原由和君） ただいまの報告に対しまして、ご質問ご意見あれば。

それでは、特にご質問等ないようですので、報告事項は以上とさせていただきます。

大変お疲れ様でした。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

#### 4 その他 以下 (略)